

第百二回
国会

参議院

通信委員会、内閣委員会、地方行政委員会、大蔵委員会、社会労働委員会、商工委員会連合審査会

會議録第一号

昭和五十九年十二月七日(金曜日)

午前十時開会

出席者は左のとおり。

通信委員会

委員長
理事

委員

内閣委員会

委員長
理事

委員

地方行政委員会
委員長
理事

委員

大蔵委員会
委員長
理事

委員

社会労働委員会
理事

委員

商工委員会
委員長
理事

委員

國務大臣

政府委員

事務局側

大蔵大臣

通商産業大臣

郵政大臣

労働大臣

自治大臣

内閣官房長官

大蔵省主計局次長

国稅庁調査査察部長

通商産業省機械情報産業局長

資源エネルギー庁長官

資源エネルギー庁公益事業部長

郵政大臣官房長

郵政省通信政策局長

郵政省電氣通信局長

労働省労働局長

労働省職業安定局長

自治省税務局長

常任委員会専門員

杉元 恒雄君

鈴木 省吾君

松尾 官平君

梶原 敬義君

福岡 知之君

伏見 康治君

井上 計君

木本平八郎君

竹下 登君

村田敬次郎君

左藤 恵君

山口 敏夫君

古屋 亨君

藤波 孝生君

保田 博君

村本 久夫君

木下 博生君

柴田 益男君

山本 幸助君

二木 實君

奥山 雄村君

澤田 茂生君

谷口 隆志君

加藤 孝君

矢野浩一郎君

酒井 繁次君

常任委員会専門員 林 利雄君
常任委員会専門員 高池 忠和君
常任委員会専門員 河内 裕君
常任委員会専門員 今藤 省三君
常任委員会専門員 野村 節二君

説明員

防衛庁装備局通信課長 大越 康弘君
防衛施設庁施設課長 小澤 健二君
外務省経済局国際機関第一課長 野上 義二君
大蔵大臣官房審議官 門田 実君
大蔵省理財局次長 中田 一男君
運輸省国際運輸・観光局観光部長 山下 邦勝君
郵政省郵政局長 真藤 恒君
日本電信電話公社総務理事 山口 開生君
日本電信電話公社総務理事 福富禮治郎君
日本電信電話公社総務理事 児島 仁君
日本電信電話公社総務理事 岩下 健君
日本電信電話公社厚生局長 中原 道朗君
日本電信電話公社営業局長 草加 英資君
日本電信電話公社業務管理局長 神林 留雄君
日本電信電話公社施設局長 岩崎 昇三君

本日の会議に付した案件
○日本電信電話株式会社法案（第百一回国会内閣

提出、衆議院送付（継続案件）
○電気通信事業法案（第百一回国会内閣提出、衆議院送付）（継続案件）
○日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（第百一回国会内閣提出、衆議院送付）（継続案件）

〔通信委員長松前達郎君委員長席に着く〕
○委員長（松前達郎君） ただいまから通信委員会、内閣委員会、地方行政委員会、大蔵委員会、社会労働委員会、商工委員会連合審査会を開会いたします。

先例によりまして、私が連合審査会の会議を主宰いたします。
日本電信電話株式会社法案、電気通信事業法案並びに日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、以上三案を便宜一括議題といたします。

質疑のある方は順次御発言を願います。
○大木正吾君 最初に電電公社の経営状態についてお伺いいたしておきたいんですが、五十八年度の決算は新聞報道等で伺いましたけれども、百一国会における議論は主として五十七年度決算を軸にした経過がございますので、五十八年度決算につきましても大まかな状況について電電公社総裁あるいは郵政大臣から所見を承りたい、こう考えております。

○説明員（岩下健君） 五十八年度の決算の概況につきましてもお答えいたします。
総収益は四兆五千二百二十四億円で対前年度比四・八％の伸びでございます。また、総費用は四兆一千六百八十四億円で対前年度比四・九％の伸び、これによりまして収支差額は三千八百四十億円で、対前年度比約百四十億円の増加という比較的好調な決算を得ることができました。
こうした好調な決算を得ましたのも、景気の回復によりましてお客様の利用の増加もございましたが、同時に職員の販売あるいは経費の効率化の努力

力等に負うところも非常に大きく、また我々マネジメントとしましては努力をしたわけでございます。

また、これを資本構成から見ますと、総資産が十兆五千二百二十億円で、このうち負債が約五兆六千億円でございます。で、負債のうち固定負債が五兆一千五百六十億円で、これは前年度に比べまして約一千四百億円の減少を見たわけであります。が、これにつきましては、先ほど申し上げました好調な収入といったものも背景にいたしまして、手持ち金の圧縮等の努力を重ねた結果、借金はふえずに逆に千四百億円でありますけれどもいわずに借り減らしをすることができたわけでございます。

なお、臨時国庫納付金につきましては、五十八年度におきましては二千四百億円の納付をいたしまして、これによりまして五十六年度から三年間合計で四千八百億円を納付したということに相なります。

○大木正吾君 郵政省側の答弁はありませんか。
○政府委員（澤田茂生君） 五十八年度決算の概要につきましては、ただいま電電公社の方から御説明申し上げたところでございますが、いろいろ民間化を目前にいたしまして企業努力に鋭意努めておるといふことで、収入の増、これも度敷料等の、あるいは本電話機の増設というような形で増収対策というふうなものがあるという効果も上げておる、あるいは運営の一層の合理化、効率化というこの観点から公社事業全般にわたる業務の見直し等というものは行われており、各種経営施策の実施、堅調な収入動向によつて良好に推移しているものというふうに私どもは判断いたしておるところでございます。

○大木正吾君 ちょっと、これは立ち入って一つだけ聞きますが、両大臣おそろいでございますけれども、大蔵省にはエレベーターがあるはずですが、エレベーターはあれは開く方と閉じる方のボタンがございますけれども、閉じるボタンの方は動いているわけですか。

郵政省はどうでしょうか。私が電話局へ参りまして現場に入りますと、エレベーターのボタンを押しまして上がるときに、中に入ってしまったら開かないと閉まらないのですね。閉じるボタンがないのですが、そういうことを大臣は承知ですか。変わったことを聞きますが。

○国務大臣（竹下登君） 大蔵省のエレベーターは機能しておると思っております。
それから日本電信電話会社はいわゆる節約等々からしてエレベーターに何か三階までは乗っては——まあ乗ってはいらないのじゃなく、乗らないように自粛しておられる。私もかくありたいと思っております。

○国務大臣（左藤恵君） 郵政省のエレベーターも全機稼働することなく、会議の状況とか、いろいろな出入りの状況によって何台かとめておるといふことでエネルギーの節約に努力をされておるというところであります。

○大木正吾君 これは節約の一例としてちょっと聞いたんですが、本当は現場の方の電話局は三階とか四階は関係ないのですね、全エレベーターが開くボタンが作動しておるんです。閉じるボタンは作動していないのです。私が例えば東京のある電話局へお邪魔いたしまして、朝、日経新聞を読んでいて、そして置いてきますと、それは全部回収されて廃品業者にいくかもしれないけれども、全部これは雑取でもって電話局へいくと、こういう仕掛けになっておるのです。紙節約運動なんですかね。相当猛烈ないわば合理化がされているわけですか。今総務理事の方から話がされましたけれども、一千何百何千の少し収支差額がふえて、百何十億かふえていますけれども、そういう生易しいものじゃない状態の中でやってきたということについては、これは両大臣はぜひ御承知いただきたい、こう考えておるわけでありまして。
さて、その次の質問ですが、これは決算が好調ですすからいいわけですが、仮に電電のこの経営状態の中で、これは百一回国会でも随分と衆議

院でも御質問があった記録を拝見いたしておりますが、新しい出費につきまして改めて伺いたいんですが、法人税、地方税、さらに各種社会保険料とか退職金引当金等々がございまして、これについて担当の方から、納付金はなるべくすっきりと、かわって新しい出費がどうなるか。ふえるか減るか、その点等も含めて御答弁を願えませんか。

○説明員(岩下健君) 会社に移行してから後の経費の増加、主としてこれは公租公課の増加でございまして。法人税等、一般の税法が適用になりまして、また従来適用にならなかった社会保険関係の負担も増加いたします。と同時にまた退職手当法の適用がなくなりますので、職員の身分のためにも退職給与引当金制度を創設したいと考えております。

こういふものによりまして経費の増加額は総体で約二千数百億というように推計をしておりますが、現在、税関等につきまして政令等でその細目を定めるものがまだ決まっておらない等ございまして、具体的な税目ごと等の増加額はまだ明確でございせんけれども、マクロで推計いたしますと約二千数百億の増加、このように推計をしております。

○大木正吾君 あわせて、電電の抱えております電話債券その他の負債関係についても、どれぐらの額があとどのような返済計画をお持ちか、これもお示しください。

○説明員(岩下健君) 五十八年度末の長期負債、これは主として電信電話債券でございまして、これも、これが五兆一千五百六十億円でございまして、この今後の償還の予定といたしましては、例えば五十九年度は約六千六百億円でございまして、それ以降約六千億円の償還を必要とすると考えております。

なお、現在の五兆円を超える固定負債、これは資本構成から見ますと、電電が優良企業とは一般に言われておりますけれども、実は財務構成から見ますと決して優良とは申せないという側面もあるろうかと思ひます。と申しますのは、現在、長期負債によりまして利子負担が四千億を超えておりまして、これが売上高に占める比率、これは私どもが実は財務運営の一つの指標にしておるわけでございましてけれども、五十八年度の場合、ようやく九割を切りまして八・九割のウエートになっております。五十九年度、三年前には、これが一〇・二割と二けたでありましたけれども、その後各種の努力を重ねまして九割を割り込むところまでまいりました。しかしながら、なおこの比率は決して低いと申せませんので、これを行く行くさらに八割、七割台、あるいはできれば五割ぐらいいま引き下げたいというのが私どもの現在の願望といえますか目標でございまして。

○大木正吾君 法人税、地方税等、これは当然新会社になりなれば納めるべきものでありましようし、特に地方自治体等に対しては、従来税金の減免等を願つてきた経過もあるわけですから、この際、やっぱりそういう面についての従来のことも考えながらお返しすることも当然のことと考えるわけですね。ただ問題は、今話がありました負債の返済計画のお気持ちは、ぜひそうあつてほしいと思ふんです。

加えて最近、世田谷でもって火災が発生しました。私は実は杉並に住んでおるもので、車で十分ぐらいで行けるものですから、左藤大臣が御就任の前だったんですけれども、夜十一時過ぎに現場に行きましたら、まだもうもうとしていまし入れませんでした。翌日の朝十七日にお邪魔しまして、これも警察が入らうとしたときにも、やっぱり十時の予定が午後になって入れなかったですね。そういった中で、マスコミの方はすぐれたたかれています。現地の約八万九千の加入者の方々は、電電の復旧に対する努力について、いえ当然のことかもしれませんが、相当な評価といえます。一生懸命やったということを認めてくれてる状態であり、同時に私、一番心配したことは百四、五十万トンのケーブルを持ち込んだり、この建物の三分の一ぐらゐのところに相

当の数が密集して入っていきますから、二次災害といひましようか、けが人等が出なければいいかと思つて心配したことがあるわけですね。ですから、そういうことに絡んで、大臣もおっしゃったし総裁もおっしゃったことで、新聞をきょうは持つてこなかったけれども、ケーブルを復旧にするとかいろいろなことがありますね。そこで聞きたいんですが、この種の災害、これから世の中が便利になればなるほど災害の密度といひましようか、あるいは質の高さといひましようか、そういうことはだんだんだんだん大きな問題になっていくわけですね。今度は三菱さんが大分オンラインで苦勞されたですね。そうしますと、今の債務の返済計画に加えてこの種の防災関係の費用というものは、今は確か二百三、四十億ですか、そういう防災費用については一体どういうふうにお考えになっていきますか。そのことを聞かせてください。

○説明員(福富健治郎君) 今回非常に大きな災害を起し、世田谷の電話局の加入者九万の方々のみならず多くの方々に非常に御迷惑をかけたことを深く反省しているところでございまして。最初に、現在行っております防災計画というのは、の概要を申し上げますと、第一には電気通信網の信頼性の向上というふうな形で、従来からも都市相互間の通信が途絶したり麻痺したりしないというふうな信頼性の向上を図つてまいりました。伝送路の多ルート化あるいはまた二ルート化、あるいは東京、大阪などの大きな局の市外局の分散等を図つてまいりましたところでございます。また、通信の途絶というのを防止するため、孤立防止用の無線機の配備とか、災害復旧用の無線機等の配備というふうなことをしていただけてございまして。また、災害を受けた通信設備をできるだけ早く復旧するよう、移動用の電話局装置とか、移動用の衛星電話局の装置というふうなものを持つていたわけでございまして、今回洞道内の火災が発生し、非常に深く反省しているところでございまして。早速、洞道内の火災事故対策委員会を設

置しまして今後の対策を検討しております。そして、実験用の洞道を建設し、その中で燃焼の実験等によりまして難燃材とかあるいは消火設備の効果等につきましての実験に着手したところでございまして。

当面、五十九年度中に実施する対策といたしましては、洞道内のケーブルの接続工事では火気を必要としないメカニカルのジョイントを行う、あるいは洞道ケーブルの要所に難燃化工事を実施する、洞道管理システムの導入、防火壁の設置等を実施することにして既に着手しております。これらの点につきましては本年度中に四、五十億の増額になろうかと思つております。

それから、今年度中に今述べました実験結果を踏まえまして委員会の検討を終え、それらの事項につきましては六十年度中に全国的に導入を推進してまいりたいと思つております。

なお、その金額の詳細については検討中でございますが、施策に伴います必要な経費というふうなものは、これはすべてを見込んで対処を進めていきたいと、こう思つてるところでございまして。

○大木正吾君 ちょっと答弁が不十分でわかりませんが、これ部分的な話があつたけれども、要するに今後何年計画でもってどの程度のことを考えていくのかということは、これは新電電発足に与つて大変な信頼関係の問題でございまして、結局負債の返済問題なりあるいはこういつた防災関係の費用も当然これは増高する傾向を持つわけでしょう。そうしますと一年間にどの程度のものが現在よりもふえていくかについて、もう少しはっきりこれは答えてもらえませんか、ちょっと納得できぬので。

○説明員(福富健治郎君) 金額につきましても詳細な検討は今進めているところでございまして、今申し上げましたように、多少にかかわらず、金額によつて制限しようというふうな考えはございせん。ただ、概算を申し上げますと、年間数百億程度の投資になろうかと、こういうふうに考え

ているところでございます。

○大木正吾君 極めて大づかみに伺ったんですが、これから少しく本論に入らしてもらいますけれども、これは大蔵大臣にもぜひ聞いていただきたいんですが、後ほどの株式問題に絡んで、大蔵委員会なり大蔵大臣の立場としてこういう方法はどうかということを知りたいんです。端的に言ったら鶏と卵の論争なんです。盛んに新聞や週刊誌の一部等にも出てきますが、KDDの五百円の額面株が五十倍だという話が飛び出したり、イギリスの方の民営電報もこれも何か日本まで持ってきて売ろうとしたものが国内でも大分消化がよくなってきたとか、そういったようなことがございまして、やっぱり情報通信が産業に与えるインパクト、あるいは情報通信の持っているそれ自身の産業的な基盤、これはだんだんだんだん広く世界的に広がってきまして、株が上がっていく傾向は持つだろうとは思いますが、

そこで私が心配しますことは、先ほど岩下総務理事が答えた中との関係なり防災との関係等ですけれども、どうなんですか、株式の売却益金を大蔵省御自身は一般財源だから、これから先は言い過ぎかもしれませんが、赤字公債の返却なりあるいは減らしの方に向ける、あるいは赤字公債全体がもし減らしますが、そういう話が世間には多く伝わっておりまして、そこにやっぱり真つすぐにいつてしまうというところは少し私には問題があると思うんですね。ですから、財政再建のためにこういうものは電電公社がまず身軽になつて、そして法人税、地方税等含めて税金を納める額がふえていく、その中において一般財源はふえて公債が減っていく、こういった正政法ルートということとは考えられるかどうかという問題であります。

これは両大臣と同時に電電の総裁にも聞きたいんですが、要するに株式の売却益、それが債務の返済に充てられていきますとだんだん債務が減りまして、もちろん競争市場ですから競争も激化しますから当然合理化も進むでしょうけれども、そういった中で収益が上がっていきますから

当然これに関連する法人税あるいは地方税はふえていくわけですね。そういったものの中でもってやっていきますとやっぱり正しいあるいは正攻法な財源の確保なりあるいは赤字公債の消し方にならぬ、こう考えるし、翻って逆に今度は約一兆弱といわれます新電電の株式は三分の一保有して三分の二を売りに出したとき、七、八年たつて売り切つてしまつたときに一体どうするんだといった問題、そのときに、まあけたが消えてしまつたときに一体そのけたをどこでどうつなぐかという問題で、竹下さんは、そのときにはニューリーダーだから総理大臣になつてくるかもしれないけれども、それはあなた、あなたが大臣のときにこれをやっておるんだから関係ないというふうにいかにぬです。我々はやっぱり一挙に埋めるということよりも、正攻法に健全な特殊会社として成長していきながら税金を納められる状態、卵をたくさ

ん産んでいく状態にしながら、その中でもって赤字公債を埋めていくという議論がやっぱり正しいし国民が納得できる議論だろう、こう考えるんですが、その辺について竹下さんを中心にして左藤大臣にもお答えいただきたいし電電の真藤総裁にもお答え願いたい、こう思っています。

○国務大臣(竹下登君) いわゆる新電電株式会社の株式売却収入の使途についてということにつきましては、公式的なお答えを申し上げますならば七月十九日の衆議院通信委員会におきまして表明いたしました政府統一見解があります。すなわち「国民共有の資産であることに鑑み、国益にかなうよう、今後、予算編成の過程を通じ、政府内部において慎重に検討して」いるところであると、こういう通信委員会の公式政府統一見解がござい

ます。そこで、今の御意見を交えての御経験からする御質問でございますが、電電公社の債務返済に優先的に充てるべきであるという一つの意見も私は成り立ち得る意見であるというふうに思っております。

例えば、こういう電電公社への移管というそう

いう過程でなくて、成熟した商法に基づく株式会社であった場合、やっぱり経営者としては株式によらず資産処分等による利益というものが出たら、まずは債務返済に充てて、いわば会社そのものの経営基盤の強化に資すべきであるということを経営者サイドの物の考え方として出てくる発想としては私はそれなりに極めて自然な発想ではないかというふうにも見られると思います。

それから、私どもと申しますより世上言われております国民共有の財産であるから国民共有の負債であるいわゆる赤字公債の償却に直入すべきである、こういう議論もそういう立場から見るときには成り立ち得る議論であらうというふうに思います。

いずれにしても、形式的には、一般財源となりますならば、財政の立場からいえばやはり広く議論をして全体として国益に沿うような対処をしなきゃならぬ。すなわち、あらかじめ一つのことに特定しての物の考え方というものは避けながら議論を重ねていかなければならないではないかというふうに考えております。したがって、今の

大木委員の議論の展開の仕方というのは、既存の会社であった場合の資産処分として当然経営基盤の強化からする第一義的な発想として経営者サイドから出てくる議論であるというふうに私もそれなりには理解をいたしますが、総体的には、この成り立ち、公益性等々すべてを勘案して政府内部でこれから検討を積み重ねていかなきゃならぬ、何よりも国益に沿うことということを念頭に置いて進めていかなきゃならぬ課題であらうというふうに考えます。

○国務大臣(左藤恵君) 新会社株式の売却収入を電電債の償還に充てるということにつきましては、お考えでございますが、これは一つのお考えとして成り立ち得るんじゃないかと、このようにも考えますが、この問題につきましては、新会社は電電公社から五兆六千億の債務を引き継ぐわけでございますけれども、その倍以上の資産十兆五千億とい

いますか、というものがあられるわけでありま

が、こういう資産形成の経緯から考えて、法的独占のもとに築き上げた技術力などのすべてを引き継ぐというふうな意味がございまして、そういう意味におきまして、電気通信事業分野ではほかに比べものない第一級の企業であるということは申し上げるまでもございせん。そういった観点があります。

それから、いま一つ見方によりましては電電債の償還に充てるということとは新会社に補助金を与えるというような形にも考えられないこともございせん。いろいろそういうことで、新規参入というのを競争原理を導入しようという今回の事業法の考え方という意味で、公正競争条件の確保という、そういう観点からも考える必要があるう、そういった意味におきましていろいろ現在こうした問題について検討をしておる段階でござい

ます。○説明員(真藤恒君) 新電電の株式の処置ということにつきましては、本来的にこれは政府の方で御決定なさるべきことでございまして、経営の当事者の私どもが本来的にこの問題について口を差し挟むということはやるべきではないということ

で、今日までこの問題について私どもは何も申し上げてまいらなかった次第でござい

ます。今御質問がございまして、非常にお答えにくいのでございまして、理屈じゃなくて私を初め現場で働いておる職員の全員の共通の気持ちというのを申し上げて御参考になればという意味でございまして、こうすべきだとか我々の意見はこうだという意味で申し上げるわけではござい

き岩下総務理事の語があつたけれども、スタートはこれは非常に電電も大変だと思ふんです。そういったことを含めて、まあ特定財源としないんですけれども、当然これは国会の決議によつて株式の処分は決まるんですから、そういった際にはやっぱり鶏が卵を産める体質を強めると言ひましようか、虚弱な方にだんだん向くんじゃないに強めていく方向に考えてやつてもらいたいと思ひ、まあ真藤総裁が遠慮深げに言つて、私も別にけちくさく労働組合がどうのこうのじゃないんです、そんなものはね。今郵政が振興構想を出してしまふけれども、それじゃ一般の今のエンジニアグループでもって電気通信関係なり I N S の仕事等々——エンジニアグループは一体どこにいるんですか、横須賀通研とか厚木通研とか武蔵野通研にいます。あれをすつぽり持つていつて機構をつくるわけじゃないでしよう。私たちは日進月歩だから、ここ三年が勝負だ、国際勝負だ。そうなんだときには、これはどうしたつてとありあはずは電電の通研のグループというものを、やはり月給は安く結構だ、一生懸命やろうと言つてゐるんだから、そういう連中に仕事をしてもらうためには電電自身がもう少し身軽になつていくことが大事な問題だし、大蔵省の立場からすれば長い目で見れば、五十年百年の展望をしたときには、とりあえずがばがばと電電の売却益が公債の方の埋めに入るよりは、やっぱり長い目で見て、その額が半分は減ろうとも法人税、地方税等でもつて入ってくる方が正しいやり方なんでは。私は大蔵委員で、きようは通信じゃありませんからね。大蔵委員のお願いとして、財政再建の方途としては、この問題についてはもつとオーソドックスに考えていくべきじゃないですか、こういうことを申し上げてゐるわけですから、もうお答えはわかりましたから、お気持ちで特定はしないけれども、非常に竹下さんの答弁は最近うまくなつてゐます。その丸みの中でもって気持ちとして受けとめておきましょう。

つて質問を続けさせていただきますが、会社法第五條で「株式の処分」の項がございますけれども、これは毎年「年度の予算をもつて国会の議決を経た限度数の範囲内」という言葉がございますね。これだけが一応まあこの正式の条文の中にあるわけですが、これは一体どういう手続を意味するわけでしょうか、それをお伺いします。

○政府委員(澤田茂生君) 電電公社の民営化に当たりまして発生してまいります株式、これは今もいろいろ御議論がございましたように、国民の非常に重要な資産であるということが言えるかと思ひますので、そういった株式の実体をなす資産が形成されるに至つた経緯とか株式資産の巨大量、こういうようなことにかんがみまして、政府のみでその適否というものを判断するのではなくして、国会が国民利用者の立場から関与するということが必要であらうという趣旨で、その限度額というもののつては国会の議決を経るということでございます。ある意味では、その範囲内において処分をする、その予定収入というものが予算の上にならなければならぬわけでございまして、そのもとになります限度額というものを予算において決める、こういうことに手続上はいたしてゐるところでございます。

○大木正吾君 後でまた大蔵から伺ひますが、ちよつと一つだけ聞いておきますが、これは例えば株式を売却するといったときに予算書に計上されませんが、当然これは証券取引法なり、あるいは証券業界の協力を得なければならぬことになるだろうとは思ふんですが、どうなんですか、結局この中の解釈をいたしまして、電電株が売却されるときに売却を受ける側ですね、買う方ですね、買う方については国の方は何らかの関与あるいは内容を知らなければならないことになりませんか。

○説明員(中田一男君) お答え申し上げます。株式会社ができまして国の財産ということになりますれば、その処分を会計法なり国有財産法に基づいてやつていくわけでございましてけれども、国が株式を処分いたしました先例として幾つかの

例を持つておりますが、どういう方式で処分をするかというの、これから関係の方々の御意見も聞きながら慎重に検討してまいりたいと考えておる次第でございます。

○大木正吾君 後でまた聞きましても、そういう答えの繰返しをこれから一時間近くもやるつもりは私の方は好ましくありませんがね。日本合成ゴムの経緯とか、あるいは K D D の株の問題とか目航とか、幾つか類似ケースがあるわけですね。そうしますと、やっぱり日本合成ゴムの場合には一社が全部買い切つてしまつたということでもって買い戻しをやつたでしよう。そういったことがあるので、私ちよつとこれにひつかけて聞いているんですが、大蔵省としまして、これだけのフィーバーをおおつてゐる株であつて、ちよつとここでそんなこと私も想像できないんだけれども、五十倍なんて値をつけている K D D の株とか、そんなことが本当にあるかと思つて想像もしない。それを考えますと、とにかく証券取引法に基づいて町なり証券市場がやることだから、それから先のことは大蔵省はもうこれは関係ないで済まされるかどうかという問題があるんです。

そこで、要するに買ひ手方について大蔵省は一体、公式、非公式問ひませんけれども、何らかの方法で知つたり監督をしたりすることはやる気があるかないか、できないのかできるのか、その辺のことをもう一遍聞かしてください。

○説明員(中田一男君) お答えいたします。私も株式を処分いたしますその際には、どういふ処分の仕方をするかによつていろいろなやり方があるかと思ひますが、例えば今先生の御質問にございまして、仮に市場に出てマーケットで取引されるという段階になれば、恐らくこれは私大蔵省の担当ではございしますが、私の直接の担当ではございせんけれども、マーケットで取引されるという段階になれば恐らくそういう細かい問題には立ち入れないのではないかと申ひます。

○大木正吾君 そうすると、これも百一国会での奥田さんの答弁、竹下さんも大体同趣旨の答弁をしていただかと思ひますが、とにかく疑惑を招くようなことはさせないとかあるいは国民が理解できるように形にしたいとか、そういったことについては、まあ国会の答弁であつて中身の方は余りそれほど深く研究して答えたわけではない、こういうふうにとりあえず受けとめておきましょう。

話を少し変えますが、これはまた郵政大臣の方に話を少し変えて申しわけないんですが、設立委員の問題についてなんですが、これは大臣がかわるたびに答弁が変わることはまことに困るわけですが、きのう通信委員会でもあつたかと思ひますが、奥田さんが大臣のときには通信委員会という答弁をしてゐるようですね。私も当時委員長でしたから大体聞いておりますが、結果的には、「各党とも相談して」、こういう言葉が入つておるんです。これは左藤さんどういふふうに考えますか。

○国務大臣(左藤忠君) 前大臣が国会の各党も含めて御相談申し上げてというようにお答えされたことは私も聞いております。私も各党の皆さん方の御意見、そういったものに十分耳を傾けるという必要があるかと考えております。そして、その上で判断は、できるだけだけから見ても公平な人選というものについて我々が考えるべきことである、このように考えております。

○大木正吾君 これは、この法案が来週ぐらいには多分通るんでしようかね、通信委員会でもよくわからぬけれども、通るんですね。通つてしまつたら、今度左藤大臣と設立委員のところに全部行つちゃうんですね。だから念を押して伺うんですが、奥田さんがやつぱりそのことに——当時の記録をここに持つてきておきませんけれども、そういうふうによつてくるに來週の日十三日なり十四日に仮に通信委員会での法案が上がりまして、直ちにというとまだちよつとおかまじいんですけれども、とにかく大抵新電電の会社の設立が確定しますね。確定したら、その後の作業は設

立委員がやるわけですね。それが七名以上ということになっていくわけですが、何十名かわかりませんが、相当多数であろうと私は考へるんですが、官僚の天下りあるいは学識経験者はえてして野党側の方は敬遠されるんですね。大田中曾根総理の最近の閣僚の人事等を見てもそういう傾向がなきにしもあらずなんです。今度の場合には、これは会社という大きな組織体ですね。日本で最大の会社ですから、非常に大事な事なんです。

左藤さん、これはもうちょっと話を進めていただきます。どうなんですかね、これは国会では野党各党もある、自民党と野党もおられるわけですが、まあ最後の決断はあなたがするとおっしゃったけれども、それは確かに形はそうでしょうけれども、野党の側からけしからぬということが始まったらこれまた大変ですよ、本当申し上げて。だから野党各党と相談の上、合議し、それを尊重するなどのことは答へとしては出せませんか。

○国務大臣(左藤憲君) まあこの問題につきましても、今お話しにございましたように非常に大切なことであるわけでございますので、幅広い御意見というものは十分伺うというところは先ほど申しましたとおりでございます。そして、他の特殊会社の例というものは十分参考にしてやらなければならぬ、厳正にこれは決定していかねばならない問題である、このように認識をいたしております。

○大木正吾君 質問に答えていただいてないんですよ。厳正にということとはそれはもう抽象論でありましてね、私が言っているのは、各党と相談をし、ほぼその同意的なものを得るようにできませんかと、こう聞いておるんですよ。

○国務大臣(左藤憲君) どういった方面からどういふような形でというふうなことにしているという御意見を伺うわけでございますけれども、個人的にだれを決めるとかというふうなことにしてお話をそこで御相談申し上げるというふうなことは

ではないと、このように考えております。

○大木正吾君 それは、私は個人的に申し上げたつてこの法案上げるわけにいかぬですよ。大臣がかわつて、目の前にまだやめた方々がいるわけですよ。そういうときに前大臣が言った言葉の意味は、それはこういう連合審査の委員会の席上でもってだれだれということをおっしゃることはいいですよ。相談の方は多岐にありま

すからね。ただ、そういったことについて合意、同意がもしきつければ、尊重するとか、あなたもかつて役人だったからよくわかるだろう、そういう言葉の使い方がわかるはずですからね。何かもうちょっと前の大臣の答弁を継承した形を言ってくるなりあるいは枠組みとしてはどういふような形のもの枠組みで考えているとか、大臣非常に責任が重たいんだから、しつこいですけれども、もうちょっと前向きな答弁お願いできませんか。

○国務大臣(左藤憲君) 御相談を申し上げるということはいろいろ御意見を伺つて、それをひとつ我々が判断をいたしますときの基準といひますか、そういう枠組みの中に尊重をさしていただく、そういう意味で申し上げておるわけでございます。

○大木正吾君 時間もあと残り少ないですからこれはやめて、ただ、私ははっきりこれは警告申し上げておくれども、仮に三十名というふうな仮定をしたときに、そのメンバーが天下り官僚がごっそり入ってくる、あるいは左藤さん好みという失礼に当たりますけれども、そういうた意図的な分野が入ってくる、そういうことになったら、これは恐らく衆議院の予算委員会がとまるとは何遍かあるかもしれないというところは十分考え上でもって、まさしく厳正に野党の意見も尊重してやつてもらいたいということをお話し申し上げておきたいと思ひます。

次に、株価の問題についてこれまた大蔵に返つて伺いたいわけですが、まあこれも恐らく会社がまだできていないからということかもしれませんが、一体どの程度の株価の算定ということ

となり、あるいはこれに至る手続なり、算定の基準なり、そういったものについては何かお考え方はございましょうか。

○説明員(中田一男君) お答えいたします。

御質問の御趣旨が、例えばこれを処分する際の株価の算定というものをどういふふうに考えていくのかということであるかと思ひますが、恐らく処分をいたしますときはまだマーケットの価格はないわけでございますから、そういったものの株式の評価の仕方としてはこれまでからいろいろな評価方式というのが一般に用いられておるわけでございます。したがって、そういったものを参考にしながら詰めていかなきゃいけないというふうに申し上げることはできますけれども、それ以上具体的にどういふことになりますと、まだ今の段階ではそこまでお答えするところに至りません。

○大木正吾君 まあ大体公開する株の場合にはその企業の収益性とか純資産の比率、類似企業ですね、幾つかの何かがケースがございますね。今のような答えではなしにもう少し、例えば輪郭だけでも、従来のやっぱり上場株の場合とか、あるいは公開する場合の商法上なり、まあ株式市場における従前のケースですね、そういったものに類似して行つていくことになるかどうかだけでも聞かしてくれませんか。

○説明員(中田一男君) これまで政府が所有株式を処分した事例としては四つばかりの会社の例がございまして、このうち昭和四十四年には電源開発株式会社なんかが場合ですと、売り出しの前に、この場合は国有財産中央審議会というような審議会に諮りまして株式の処分方法なり評価の仕方なりについて専門の方々、学識経験者の方々の御意見をいただけて決めていくというふうな手続をとらしていただきました。

今回も、具体的に決めます場合はいろいろな方々の御意見をよく聞いてまいらねばならないと思ひます。

思ひますけれども、今の段階でその中身についてこれ以上具体的にお話しする、そこまでは詰まていないということで御理解いただきたいと存じます。

○大木正吾君 俗っぽい話をして恐縮なんです、さつきもちょっと触れましたけれども、KDDは、これは電報が国内情報通信、KDDが国際情報通信の仕事をしておるわけですね、国内的に見ますと会社としてはこの二つしか今のところありません。そうすると、類似会社といううなことも専門家の相談の場合にも兜町の市場の場合でもあるわけでしょう。そうすると、これ単純に物を言いますとKDD株五百円株が五十倍で二万五千ですね。新商法でもって新電電株を一株五万円としたと仮定いたしますと二百五十万ですね。二百五十万というものはとても国民一般に手の届くような株でもないし、それほど高いものを買つた場合、これが先行きどうなるかのめども立ちませんね。そうした場合のこと等もあり、同時にもしもこうなつていきますと、これは庶民からほど遠い特定のお金持ちあるいは大きな金融関係の法人等々にいわば偏つて持たれてしまふ、こういうことになったり、あるいは逆の意味合いでこれが一時的に最初の、第一回の公開あるいは売却したとき、そのときに一番大事だと思ひますから、そのときに少しフィーバーがあつて高い値段をつけたものを個人が買ったときに、後で見たら、三年後に大変損になった、こういうケースも起こらぬとは言えませんが、ですから、そういったこと等々を私たちは頭に描いて心配するわけでございますけれども、やっぱり公的な機関といひましようか、あるいは国会でこの株の売却についての特別立法をしなきゃならないとか、そういったことは大蔵省は一切考えておりませんか。

○説明員(中田一男君) 電電株式の処分というのは、そのポリシーからいひましてもその会社の内容からいひましても非常に難しい問題だと思ひますけれども、やはり基本的にはそのときどきの市場にどのように受け入れられるかというふうな

ことを考えながらやってまいるものでございますので、恐らく法律でこれを縛るとかなんとかということにはなじまないんじゃないかなという感じはいたしております。

○大木正吾君 前段の方のお答えと後の方がちよつと何か前後して私のはみ込みがたいんですけれども、新電電の株が極めて大事だとおっしゃりながら法的に云々、なじまない、こうおっしゃってゐるんですね。もしこういった問題につきましても、公的な規制あるいは立法化、そして現在の国の経済なり産業なり金融動向等を見ますと、例えばの例が、金融自由化問題等でもって随分と銀行あるいは金融業等には外国の資本も入ってきていますね。同時に国内的にも合併あるいは一部には中小の金融機関なんかの倒産といひましよう。か、あるいは危い経営状態にもあるものもございしますね。そういったことを考えたりしていきます。

すと、大事な株だからこそ公の規制あるいはガ
ス張りでもって、国民がどういうふうに始末した
のかということがわかるような規制ですね。ある
意味では、五万円というような形で庶民が手が届
かないような売価がつくようなものじやなく、も
つといわば額面を安くする方法とか、持ち株制限
とか譲渡制限とか、そういったものについてはこ
れはすべて特別立法する考え方はないんですか。
○説明員(中田一男君) ただいまでも電電株式の

場合は外国人に対する持ち株の規制ということで最小限の規制がなされておるわけでございますが、それ以上細かい譲渡制限とか持ち株制限とかということとはかえって適正な価格を形成するのに妨げになるというふうな側面もあろうかと存じます。

いづれにしましても、おそらく当初処分をいたしますときにはその株式が特定の個人なり法人なりに集中することがないような、そういう配慮は十分にたしてまいらなければいけないと思いますけれども、あとはできるだけマーケットにゆたわって適正な価格形成、流通というふうなことが図られることがより大事ではないだろうかというふう

に考えております。

○大木正吉君 これは百一国会でもって答えられた竹下さんの御答弁なりあるいは前郵政大臣の答弁と少しく意味合いが違つてくるんですが、抽象論かもしれないけれども、この当時のお答えでは、あくまでも民主的、公正にということか、いろんな答えでもって国民にガラス張りでもって物が見える状態でもってということと、こういう話できたわけですね。しかし、私たちはやっぱりタミーなりあるいは最近のいろんな株式をめぐる事件が二、三ございますけれども、そういったケースなどを考えていきますと、さつきお話があつた電源開発株式会社の株の問題のケースがございましたけれども、そういった問題等を含めてやっぱ私は立法化あるいは公的な規制ですね、どちらかが必要だと、こう考えているんですが、これは大臣どうですか。

○國務大臣(竹下登君) この問題につきましては、私どもも素人なりにいろいろお話し合いをしてみたり、これは公式、非公式を問わずございます。

確かに、KDDそれから日本合成ゴム、そういう過去の例も大いに参考にしなきゃならぬ。競争入札にするか、あるいはシンジケート団を組むか、いろんな方法が考えられます。と同時に、今大木議員はフィーバーという言葉をお使いになりましたが、やや言論界とでも申しますが、そういうところでフィーバーのような感じも私も持つております。そういうことが起こるのは、言ってみればKDD等から勘案する株価の問題だけが先行して、現実新株発行と同じこととなりますならば、おのずからマーケットの許容範囲も、年に多しときで二兆幾らでございしますが、全体でそんなものでもございませんから、もちろん一遍に売れるものでもない。そういういろんな議論を積み重ねていくうちに、私はどこから見てもいわけ何と申しませんが、疑惑を持たれるとかいうことのない形のものはできてくる可能性は大にあるなど、こういう感じを私自身持つております。

したがって、かつての場合のような審議会とか
そういうものを参考にしつつも法律でこれを規制
していくことの必要性というのは、必ずしも今ま
で私の乏しい知識の範囲内で勉強した段階ではそ
こまでの結論といえますか、そこまでの関心とで
もいいますか、そういうところまで突っ込んで勉
強はしております。もとより今後の問題でござ
いますから、国会で行われた議論については全部
持ち帰りますして、お互いが議論の土台にして話し
合ひしていくわけでございますが、今の段階で私
は法律でもって規制する必要性というようなこと
ろまでの立ち至った議論を私の勉強の範囲内にお
いてはまだしたことがございませんでした。

○大木正吾君 法律の規制論争は、まだこれから通信委員会でもやっていかなきゃならぬでしょうし、予算委員会等も控えてますからあれですが、きのう大蔵委員会であちの竹田委員の方の質問に対して竹下大臣がお答えになっているんですが、これは補正を含めて六十年度予算には電電の売却益は計上しない、こういうふうに受けとめてよろしゅうございますか。

○**國務大臣(竹下登君)** 今こういう法案が審議されております。そうすると提案者としては、当然それを通過、成立せしめていただくことを前提として物を考えなきゃいかぬ。そうなれば、一たん仮にもしこの売却が行われたとしたら、売却の行われる法律的可能性はあるわけですから一応それなりの議論をしてみようということであらう。議論をしておりますと、したがって、いささか私見を交えたお話になるかとも思いますが、實際財務諸表のまだできていないものを一体どういう値段がつけられるのかとか、あるいは少なくとも半期決算ぐらいないことにはおかしいじゃないかとか、そういう素人論議もいたしております。したがって、当初予算というものにおいて計上するということとは現実問題としてなかなか難しいのかな、まだ決めたという意味ではございませんが、そういう印象は私持っております。ただ補正ということになりますと、これは政府が本予算を提案する前

に補正ということが假に——現実問題が毎年いろいろありますが、補正という言葉自体が頭の中にあるというのは、あれは大体予算というのを知らないじゃないかと、どうせ補正はあるもんだという前提の上に立って物を言っているなら初めからそれを含めて提案すればいいじゃないか、こういう議論にもつながりますので、補正ということを念頭に置いている考えは今のところ全くございませ

ん。

○大木正吾君 要するに一般会計の新しく年末に組まれる予算の中にはこれは出てこない。しかし補正の問題については、これはそれをつくったりあるいは国会でまだ決まらぬ段階で補正の議論をすべきじゃない、ただし括弧して、電電株がどうなるかについてはこれは不透明、こういうふうに受けとめていいわけですね。私自身これを非常に関心配いたしますことは、新電電じゃなくて電電公社の首脳もおられるし左藤さんもおられますけれども、いろいろ株にまつわる何といいますが、スキャンダルと言うとちよつと言ひ過ぎかもしれませんが、事件が多過ぎるんですね。フィーバーがおおっていますからね。恐らく左藤さんの周辺だって、御親戚の方なんか、大臣になったんだから、大臣うちの方でも買えるチャンスがあったら買わしてくれませんかという話が出ていますから、どうですか。いや、現実問題としましてあると思うんですね。私みたいな小者でもやつぱり結構そういう難談が来るんです。ちよつと待ちなささいよと、あなたね、五万円でもって、例えば純資産四兆九千億円と見たって大体軽く五倍弱だろうと思うから二十四、五万だと、買価がね。その場合には八割配当したってそんなものあなた四千円だよという話をしまして、郵便局のことを奨励するわけじゃありませんが、それなら二十五万円定額にして持っていた方がよっぽど金利はいいよと、こ、こういう話をして撃退するんだけれども、これは本当に怖いんです、僕に言わせると。そこで問題は、竹下さんのお話をもう一歩進め

ていただきました。新電報が四月から発足した場合には、半年でもって決算して財務諸表を出すなどということはまずないでしょう、一年要りますね。そうすると今で言ったら再来年の三月の末か四月に入ってから再来年の四月に入ってから財務諸表は初めて再来年の四月に入ってから私達は見る事ができるんですね。その時期までたてばフーパーも少し冷却するであろうし、間違つてでかい金を出して買ってしまった、大蔵省はそれになるべく高く買つてもらつてがめつくれば赤字が埋まるんだから助かる。こういうことかもしれないけれども、逆に国民は損して恨まれるんですからね。

そういう点を総合していくと、やはりとりあえずこの問題については何らかの方法で私は、この法案を上げるときには、こんなものにすぐ食らいついてもだめですよ、ということの冷却方法を考えざるを得ない。その間に、竹下さんは専門家のはずだけれども、ここでもって余り詳しくないとおっしゃつたけれども、あなたが専門家ではこれは困るんですね、そういう形でもって私達予算委員会、大蔵委員会、通信委員会等々でこの株の放出方法については、万が一だれかきょうこの場にいない方がこの株の売買について何らかの不正なりあるいはスキンドル的なことをやたらこの首脳陣はどうなるんですか。我々通信委員会のメンバーなり予算委員会のメンバー、大蔵委員会のメンバーは結局どうなるんですか。国の信頼はどうなりますか。私はそういったことを重々考えていただきたいわけです、そのところをね。だから設立委員の任命の問題がまず一つありますよ。国会の議論から離れてきます。同時に株の問題が入ったときには、これは万が一手を染めている方があったら全部新電報の経営は途端に斜

陽ですよ。国民の新電報、しかもその新電報の株を全部もたらう大蔵省ですからね。大蔵省は責任を逃れられませんか。そういったポイントのところをしっかりと私は頭に置いてもらつて、そしてこれについての考え方は、これは予算委員会、大蔵委員会、通信委員会等はまだ続くでしょうから、その過程で放出の前に、立法化をするかあるいは公的な機関をつくるか、国民がまさしくガラス張りでもってはっきり見えた、絶対不正はできませんぞと、こういったことをやはりしなければ私達はこの問題については納得がいかないわけですね。而大臣と總裁のお答えをいただきたい、こう考えます。

○國務大臣(竹下登君) 確かに私もこの法案成立以前でございましてから大変な詰めた議論という意味ではございせんが、今御意見を交えての御質疑の中で、財務諸表がないの大体その売却なんてやれるのかという、これは一つの商慣習と常識論として私はあり得る議論だと思つております。それから、法律そのものを見れば、それは民間活力というものをより導入するためには可能な限り売つた方がいいという議論もそれは出てまいりますのでしよう。そういうのをかれこれ勘案しながら、この法案が成立いたしましたら、今の設立委員のこともございまして、私はたまたま前国会で通していただきましたのでたばこ会社についてはいわば今準備を続けておりますので、設立委員の選任等各方面の意見を聞きながらやつてまいりました。そういういささかのノハウ——

ノハウと言つてはおかしいですが、それをまた私なりにお話をしたりしながら、基本的には今おっしゃいましたとおいささかの疑惑も感じせしめるようなことがあつてはならぬ。それこそそういうことがあつたら答弁した私どもも、またここで審議していただいた先生方にも、これは国民に対して申しわけないことになるわけでありまして、慎重の上にも慎重を期していかなければならぬと思つております。こういう議論をすることがすなわち意見を承ることの大きなポイントであ

り、機会じゃないかなということを思つております。

なお、ちょっと間違えましたので、我が国の新株発行額、最近のやつを見ましたら五十六年が一兆七千九百三十二億とか五十七年が一兆、五十八年は八千九百億というようなのが市場のシェアでございまして。

○國務大臣(左藤恵君) この財産というのは普通財産になりますので、管理者としての大蔵大臣が今お話しになりましたが、我々といつたしまして、衆議院でも附帯決議をいただいておりますので、そうした意味でいささかの疑惑もないような形で、大蔵省でこうした株式の処分をされまうとくに御協力申し上げる分につきましては我々も努力をひとつさしていただきたい、責任もそういうような意味で十分厳正にやるようにしなければならぬ、このように考えております。

○説明員(真藤恒君) 私ども会社になりましたら御質問の問題が出てくると思つますが、電報といつたしましては、株主は政府でございまして、したがしまして、政府が株の処置をなさることについて何かの非公式的な意見をお求めなさることということがない限り、私どもこの問題に積極的に関与する立場にはないというふうに解釈をいたします。

○大木正吾君 終わります。

○志吉裕君 先ほど国が取得をする株式の売却益をどうするかというやりとりがありました。大蔵大臣は使途は特定をしない、国民共有の財産であることにかんがみて国益にかなうように政府部内で検討すると、こう言うんですが、その論拠はしばしば言つていられるように財政法上特定財源でないということにあるようなんだけれども、竹下さん、この財産は普通政府が税金を使つて形成をする、そういう財産とは性格が違つていゝるんですよ。加入者などがつくられたものでしょう。したがって、そのいきさつに見合うように使途が特定されて当然じゃないですか、その点いかがですか。

○國務大臣(竹下登君) いわゆる加入者債券という問題の局面から持った議論ということになれば、その議論も私は議論としての筋はあると思つておりますが、要するに電報公社の資産形成について、公社法の規定によりますと国の全額出資とされて、そして事業法によって独占権が与えられた、まあいわば国の分身とも言ふべき活動を行つてきた結果形成されたものであるというのが一応基本認識でございまして。そういう基本認識の上に立つて政府統一見解というものをつくりました、それを申し上げておるわけでありまして。したがって、やっぱり、

一、今回の電報公社の民営化は、将来の高度情報社会に向けて、事業の公共性に留意しつつ、民間活力を導入し、事業経営の一層の活性化を図ることを目的としている。

この趣旨から見れば、政府がいつまでも全株式を保有するのは望ましくないもので、政府としても漸次株式売却を行いたいと考えている。

二、株式売却収入の使途については、種々議論があることは承知しているが、いずれにしても国民共有の資産であることに鑑み、国益にかなうよう、今後、予算編成の過程を通じて、政府部内において慎重に検討してまいりたい。

ということを正確を期するためにちよつと読ましていただいたわけです。これが一応統一見解。したがって、やっぱり明治十八年でございまして、そこからの経過をずっとたどつてみますと、私は、そういう形の中で形成されたものであるからこの特定財源であるという認識の外に立つべきじゃないかと、やはり国民共有の財産という認識の上に立つべきであるというふうに考えます。

○志吉裕君 あなた長々言うておる割にはちよつとも進歩してないから。

この資産がどういふいきさつで形成されたか、だれが寄与したかという議論はありますね。あなたの答弁はその一方だけ見ている、政府に都合のいい部分だけ。だからこの議論が乾かないんでね。いずれにしても、私はこの資産形成の経

緯から見れば、あなたの答弁した部分もあるし、そうでないもう一方の分野だってあるわけなんですね。私は時間がないので余り長い時間使えませんが、私はある程度そのいきさつに見合うように使途が特定されてしかるべきだと。それを財政法上特定財源ではございませんかというかたくなな答弁では納得ができません。加入者はもう思っておると思うんです。

そこで、政府部内での検討とあなたはしばしば言うんですが、ただではなくて、やっぱりこの資産形成にあつたものがすべて関与できる仕組みをつくるという形でこの甲論乙駁の議論をまとめていったらいいんじゃないかと私は思います。

〔委員長退席、通信委員長理事片山基市君着席〕

国会は財産を横領されて悔しがっておる加入者を代弁しなきゃなりませんから当然これにかむと。そういう意味ではその枠組みは法定をすることが望ましいと、そう思いますが、いかがですか。

○国務大臣(竹下登君) 新会社法が権利義務はことごとく継承するわけでございますから、横領したということはこれは言葉であつて、私は権利義務を素直に継承しておることであらうと思ふんであります。

そこで法定論でございますが、私もそこまで詰めた議論をしたことは、先ほど正直に申しましたがございませぬ。ただ、この各方面の意見を聞くというのはこれは大いに大事なことで、現在もいろんな意見があるわけでございましてそれは聞いていかなきゃならぬ。で、責任の所在だけは明確にする意味において政府部内で慎重に検討しますと、こう申し上げるわけであります。いろんなことが予測の中では考えられますけれども、私は法定する必要性というところまで詰めた議論を今日まで私のサイドではしたことがございませぬ。

○志吉裕君 私の本認識は、資産形成にあつたものがその処分について参加ができるという仕組みをつくるべきだという基本認識で国会がむと。国会もこれに多くの加入者を代弁する意味

で乗るという意味では、法で枠組みを決めるのが一番いい、それがどうしてもだめだということであれば、もつともうまい方法を考へてみいださうけれども、これは十分法案の処理に当たつてみんな検討課題にしてもらいたい、このように思ひます。

ところで、この資産形成にだれが寄与したかという議論のちよつと続きなんですが、私はこれには地方公共団体も大いにあつていふという持論を持っております。自治大臣、電電公社には地方税法上どのような保護、特典というふうなものが与えられてきたか。別の言い方すると、今度民間企業になるわけだが、これが民間の企業であればどれぐらいの徴税ができたであらうか、その辺のちよつと参考になる数字述べてもええですか。

○政府委員(矢野浩一郎君) お答え申し上げます。

御指摘のように、電電公社に対しては通常の公共法人としての性格にかんがみまして、例えば法人住民税とかあるいは事業税とか、こういうものが非課税になつておりますし、また固定資産税につきましても非課税ということになつておるわけでございまして。こういった税目による直接の非課税額、特に法人住民税あるいは事業税等についてどれだけの額になつていふかということ、これがもし電電公社が民間企業であつたとした場合にはそれらの額も相当の額になるだろうと思ひますが、これは明確な推計というのとはちよつと困難だと思ひます。

明確に言へることは固定資産税に見合うものでございまして、これは御承知のように固定資産税は非課税でございまして、これにかえて納付金制度ということでございます。通常の固定資産税の二分の一という特例が昭和三十一年以来講じられてきたわけでございまして。この点につきましては、この特例による軽減額というものが明らかにするわけでございまして、昭和三十一年度から昭和五十九年度までの間に総額約六千三百億円の負担

軽減がなされておるところでございます。

○志吉裕君 私は今、税法の当否を言つていふんじやなくて、固定資産税だけで六千三百億円、実は住民税非課税、事業税非課税、都市計画税非課税、事業所税非課税と、こういうものがどの程度になるのか。何せここ四年ばかりの間に国に六千八百億円もお金をくれていふんでありますから――取られていふのかもしれないが、そういう意味では負担能力は十分というふうに認めますと相当膨大な額の税法上の保護、特典が加えられていふ。逆に言えば、そういうものも相まって電電事業の発展あるいは技術の革新、資産の形成がなされたわけでありまして、そういう意味ではこの地方公共団体も当然当事者たり得るという意味で、これはどうでしょうね、三大臣、自治大臣、大蔵大臣、郵政大臣、順序はどつちでもいいですが、この地方公共団体、恐らく電電公社は公共サービスの向上によつて地域の発展に貢献したということは当然です。一方において地方公共団体は公社の存立に必要な公サービスも提供しておつたわけで、その受益に見合う負担を公社はしてないといふ、そういう一面もあつたことは事実なわけであつて、そういう意味で、加入者の加入償金はもちろんのこと、そういうさまざまなものが集まつて先ほど言つた資産形成というものになる。したがつて、これらの処分等には地方公共団体も当然に加わるべきであるし、また発言権も持つべきであらうと、こう考へるんですが、三大臣、見解いかがですか。

○国務大臣(吉屋信子君) 電電公社に対しては、地方公共団体といたしましても地方税の非課税措置、公社有の資産所在市町村納付金の二分の一の特例措置によりましてその発展に少なからず寄与したものと考へておりました。御指摘のとおり、地方といたしましても電電公社の売却の利益に對し相当の権利を主張し得る立場にあるという意見もあつたのでございまして、新たな御指摘でもあつたので、地方振興のため今後どのように協力をしていただくかという観点も含めまして

て慎重に今後検討してまいりたいと思つております。

○国務大臣(左藤重君) お話しのように、地方公共団体が電気通信事業、電電公社の今日までの発展にいろいろ御協力をいただいたというふうには考へます。また一方、電電公社自体も地域格差の是正とかいふふうなことで、情報化時代におきましての地域の発展に御協力申し上げたというふうな形から、そういったことが今日まで續いてきたんじゃないかと、このように考へておりますが、私は今後ともこうした、例えば郵政省として計画をいたしております電気通信振興機構といったような形のものにおきまして地方の高度情報社会の構築に努力をせしめなうと、このように考へておるところでございます。

○国務大臣(竹下登君) 今の議論をさかのぼつてみますと、明治十八年から昭和二十七年までの間は国そのものであつたと。そして二十七年から電電公社ができました。私も先般電電公社さんにお願ひして特別納付金を税外収入でちょうだいしました。あの節に地方団体の方々がお見えになりまして、我々は言つてみれば固定資産税相当分の半分は今まで我慢をしてきたという話がありました。それだけいわば協力してきたという一つの御発言でございまして。それからだんだん話しておりましたら、志吉さん、私も、ともに国会議員で、いろんな陳情をよく受けるわけでありまして、しかし考へてみると特に地方都市では電報電話局を二十七年以後つくつていくというのは大変な利便であつた。そういういわば電気通信のサービスを受けるということにおいても、また新しく一等級の雇用の場を提供する意味においても、みんな固定資産税なんか要りませんから、どうぞ早くうちへつくつてくだされいと言つて頼んだのが、ちよつと今よくなつてまいらあいつ出せというのとはどんなものでございましょうかというふうな話にもなりました。それで今日まで至つたわけでございますが、今、自治大臣がお答えなさいました一つの立論の根拠がないとは私も決して申

○村田秀三君 私は商工委員の立場から、電電法案の民営化に関連をいたしまして、それに関連する問題について質問をいたしたいと思います。

秋に日本では中曽根第二次内閣が発足をいたしました。アメリカではレーガン大統領も再選をされました。両国の首脳は固まったわけでありましたが、それまで幾らか鳴りをひそめておったかと思われ、それまでの日米貿易摩擦、これが恐らく再燃をされるであろうというような報道も実は見るものであります。私も何とはなしにそういう予想はいたしておるんでありますけれども、そこでこの日電事業と関係する部分について限定をしていろいろと伺ってみたいと思つてあります。

それは、まず第一に、昭和五十四年、ガットの政府調達協定が成立いたしました。それに基づいて電電機器の開放問題が発生をいたしました。いろいろの経過はありましたものの、調達協定が締結をされて、しかもその協定が本年二月、さらに三年延長するという合意がなされたと聞いておるわけであります。しかし、今審議をいたしております電電三法案が成立をいたしますならば、四月一日以降はこれは民間になるわけでありますから、政府調達協定になじまないというふうに私自身は、実は理解をするわけでございまして、その調達協定から外れるのかどうなのか、これについて所見を郵政あるいは電通からお伺いをしたいと思っております。

○政府委員(澤田茂生君) 新電電と政府調達協定との關係でございますが、現行政府調達協定の趣旨及び従来我が国としましては公社形態というものを前提として協定を適用してきたというふうなことを踏まえまして、今般の経営形態の変更という新しい事態に対応いたしました具体的にどういうふうに取り組んでいくかということにつきましては、

〔委員長代理片山甚市君退席、委員長着席〕
政府部内でこれから慎重に検討してまいりたい、
こういうふうに考えておるところでございます。

○村田秀三君 慎重に検討すると、こういうことでありますが、これは政府調達協定でありますから、民間となればこれは政府の手から外れるわけでありまして、法理論上は極めて明確だと私は理解するわけでありますが、いかがでございますか。

○政府委員(澤田茂生君) 公社ということを前提にしてそういう対象にしてきたということは事実でございますけれども、政府協定ということになりますと、トータルとしての各国とのバランスというようなものが、これが問題になってくるということでございます。そういったところをならしめるという問題があるというのでございまして、これから法律ができれば、その後を踏まえまして早急に検討していきたい、こういうことでございませう。

○村田秀三君　法律ができませんればと、こう言いますけれども、これ、できまして四月から民間になるんだという断定的な物事を私は言いませんが、しかし、それに前提となる課題というのは常に明らかにしておかなければならぬと思うんですね。そうしなければ審議のしようがないんだから。それがはっきりしなけりゃこんな小さなものでも、これは今までも随分議論を聞いておりますというところ、そうなつてからいろいろ検討します。——しかし、いろいろ憂慮されるものがあるからこそいろいろ詰めて問題を解決して、了解を

した上に立つて法律を制定しよう、こう言っているんでありますから、そういう問題をあいまいにしたままだわゆる先送りにして物事を進めるといふことは、これは私はいけなことだと思ひます。大臣いかがですか。

○国務大臣(左藤忠君) お話しの政府調達の適用されます機関の中には特殊会社も幾つか入っております。そういったことに該当するののかどうかということにつきまして、会社が発足いたしますまでにこの問題をしつかりと固めてしまいたい、このように考えております。

○**田田秀三君** 今のお答えも余り明瞭ではございませんけれども、いづれにいたしましたも、いづれ明確にしなければならぬ時期が来るであろうと思ひます。電電といったしましては、四月以降のことを考えてどちらを希望いたしますか。

○**説明員（山口開生君）** お答えいたします。

電の経営形態が変わりますと、恐らく法的には従来の協定になじまないものだというふうに私も思っておりますが、いずれにしましても、これは政府でお決めいただくことでございますので、私も御意見申し上げる立場にはございません。しかしながら、電電公社としましては、経営形態が変わりましても、従来のと言いますか、現在とっております調達の手続そのものについては、これが一番いい方法だということでスタートしたわけでありまして、手続については変えるつもりはございません。

○村田秀三君　ただいまの答えを聞きますと、継続された方がむしろよろしいというふうに私は理解をするわけであります。

　そういたしますと、これは十一月三十日の日経新聞であります、一月下旬に政府調達問題について日米協議がなされるという報道がされておりますが、しかもその中ではこの継続問題が重要な課題の一つであるとも受け取られておるわけでありますけれども、継続をするという方針で電報は臨んでもらいたい、こう考えておる。

郵政は検討すると、こういうことでありますけれども、では外務省といたしましては、まあ主として交渉に当たりますのは外務当局であろうかと思ひますけれども、どのように考えておりますかお伺いをいたします。

○説明員(野上義二君) 外務省でございます。
ただいま村田先生の方から一月末日等の新聞記事の点に言及されましたけれども、経営形態の変更が現在の措置に与える影響につきましては、先ほども郵政省それから電電公社の方からも御説明申

は、今年の電燈取り決めの延長に際しまして経営形態が変更になった場合にはその経営形態の変更がいかなる影響を及ぼすかということについて日米間で話し合いをするということは了解しております。したがって、そういった状況になります。

しております。ただし、今御指摘のような一月末日という点についてはまだ具体的に決まっております。今後外交ルートを通じてその協議の段取り等を固めていくと考えております。

○村田秀三君 次に、関連をするわけでありますけれども、これは十一月二十日の日経新聞の報道でございます。米政府は、我が国の電電法案成立後をにらんで、郵政省に対して電気通信自由化後の通信用端末機器の認定について国産品と外国製品を差別しないよう要請してきたと報じられてお

ります。これ、郵政省はどう対応をしますか。

○政府委員（奥山雄村君）　ただいま当連合審査で御審議をいただいております電気通信事業法案の第五十条に規定されております電気通信用端末機器の技術基準適合認定の問題につきましては、アメリカ側が新法施行後における取り扱いが在来に比べてどうなるかということで多大の関心を有していることは事実でございますし、私どももそのことは承知しております。しかしながら、現時点における私どもの立場といたしましては、現在御

審議中の電電改草三法案が国会において御審議を終了し成立するまでの間は、それらの問題について詳細な説明をすることができないのは当然のことであるという配慮で対処しております。

なお、機器の認定の問題につきましては、これ

す。

○村田秀三君 これとまた関連するわけでありますが、その新聞に、続いて、VAN事業進出への

内外差別扱いの廃止、その保証、通信衛星の米国からの積極的購入についても強く要請してきている、こう言われておられるわけですが、この際、通信衛星のことは触れませんが、V A N事業進出への無差別許可という、そういう点についてはいかに考えておられますか、これは郵政省。○政府委員(澤田茂生君) 今回の電気通信事業法によりまして第一種事業とそれから第二種事業、こういうふうに分けてございまして、第一種事業と申しますのは通信回線の設備を持っていろいろの、第二種と申しますのはその線を借りていろいろなお客様のニーズに合った多彩なサービスを行っていくというふうなのが主な内容でございまして、通例言われておりますのがV A N事業ということでございまして、第二種事業につきましては外国性というものの制限というものは一切いたしておりません。これは、第一種事業というものが、その中でも特に新電報につきましてはこれは基幹的な通信事業者というものでございまして、通信の主権にも非常にかかわりの深いものでございまして、第一種事業者の中でも基幹中の基幹と言ふべきものでございまして、そういう意味で外国性というものはこれは完全に排除するというようなことでございまして、一般事業者については三分の一というふうな観点でございまして、と申しますのは、そういう意味で第一種事業という基幹的なサービスの確保という面からは公共性あるいは重要通信の確保というものについては十分それで確保できるであろうという認識でございまして、第二種につきましては、これはそういう面とはかわりがないと申しますか、かわりが薄いということ、いま一つは、日本の今までの技術力あるいは二種事業というものの自体が非常に日本の特性というものを踏まえた形でないとなかなか参入しにくいであろうというふうな観点も踏まえて外国性というものを排除し、これによって十分お互いに競争するということがかえってプラスになるであろうという認識から排

除をしたというものでございまして。○村田秀三君 かなり整理をしながらこれから進められていくものとは私は思いますが、私の懸念が杞憂であれば結構なものでありますが、かつて東南アジアの諸国を回って見たことがございまして、その通信施設を見ますと、これは各国の援助ということに絡んで建設されたものであるからやむを得ないかもしれせんけれども、とにかく同じ会社の機器がいろいろ使用されておりますためにこれに対応できない。管理、補修、すべて職員の間識も稚拙であるし、修理に一週間もかかるなどという苦情も聞かされてきたことが実はあるわけでありまして。我が国ではそのようなことはもちろんないと思ひますし、少なくとも今日まで通信の一元化ということで国が手厚く保護してきたことは間違ひございせん。時間がございせんからいろいろ申し上げることはできませんけれども、やはり通信主権とも関係をはたして、とにかく本当の意味におけるところの国民の公共機関である、だから国も手厚くこれを保護してきた、こういう経過というものは実はあるかと思ひます。でありますから、この民営化の機会に当たりまして、もしも過激な競争が発生して、そしてさまざまな形で通信体系が混乱をする、こういうことになりますると大変私は困るのではなからうか、こう思つて実はおるわけでございます、そういう点は十分に配慮をいたしましてひとつ過ちのないように希望する以外にはございせん。実は、そのほかに用意した問題もございましてけれども、もう私の持ち時間がございせん。別途発言の機会がありますかどうかは別にいたしまして、私の質問はこれをもって終わることにいたします。○磯山鷹君 私、内閣委員の立場から若干のお尋ねをしたいと思ふんです。この関係法律の整備の一つの柱になっておりますのが共済組合法のあり方の問題です。大田、簡単に結構ですが、来年四月以降も国家公務員等共

済組合法の適用あるいは継承、そのものずばりで確認をしておきたいと思ひますが、そのとおりでよろしうございせんか。○説明員(門田実君) 電電公社の職員につきまして、昨年末のいわゆる共済組合法の成立によりまして、国家公務員等共済組合法の適用を現在受けておるわけでございますが、今後日本電信電話株式会社に移行しました後におきましても、引き続きまして国家公務員等共済組合法による共済年金制度の適用を予定してございまして。○磯山鷹君 答弁は簡単に結構ですが、この四月一日に国家公務員等共済組合法が発足をしたわけですが、その際に衆参両院で附帯決議をつけてあるわけですが、この附帯決議についても同様に尊重をしていくということについて変わりはございませんか。○国務大臣(竹下登君) 変わりはございせん。○磯山鷹君 電電総裁に伺ひしますが、国家公務員等共済組合法を成立した際に、電電公社の共済組合の運営の問題について、特に自主性を尊重しようということがそれぞれ強調され、それがそのまま附帯決議に載つたわけですが、今日まで約半年以上あるわけですが、この自主性を尊重するという分野について特段の障害はなかつたでしょうか。その点をお伺ひします。○説明員(中原道朗君) 十分自主性の尊重をしていただいております、共済組合資金の運用につきましては従来どおり独立して運用するという点については御配慮を賜つておるところでござい

のがございまして、これは国家公務員等共済組合連合会に設けられました長期給付財政調整事業運営委員会におきまして九回にわたる審議を経て結論がなされてございまして。その主な内容は、国鉄共済年金の円滑な支払いを確保するために、今後五年間にわたります年平均額で見て国家公務員連合会、電電共済、専売共済合わせて四百五十億円を拠出していただくというものでございまして。これは組合員の本俸に対する拠出率で見ますと〇・五三という数字になっております。ただ、これが直ちに結論となるものではないと思ひます、現在は大蔵大臣に計画の認可申請がなされておりましたが、今後国家公務員共済組合審議会にかけまして答申が得られれば、関係各省に協議の上認可される、こういう運びになります。また、その後におきまして、拠出金に關しまして連合会等各保険者の定款改正等の手続が必要になってまいると、こういう運びでござい

ます。○磯山鷹君 六十四年度までは原則的にわかりましたが、六十五年度以降についての財政調整を含んだ国家公務員等共済組合全体の運営について健全なことを我々は期待をするわけですが、この点についての考え方はいかがでしょうか。○説明員(門田実君) お尋ねの六十五年度以降についてでございますが、これは非常に率直なお話を申し上げたいと思ひますが、国家公務員等共済組合だけで今後財政調整を続けてまいるということとは到底無理でございまして、今後は公的年金全体を通じて負担の調整が必要にならうと、かように考えております。○磯山鷹君 電電総裁に伺ひますが、ことしの予算定員がいきますと、三十二万六千五百四十六人が電電公社の予算定員ですね。それに対しまして、実員は三十二万一千人前後と、五千名ぐらい実員が少ないわけですか。過日ある機関から、電電公社の検査員が三千名多過ぎるのではないかというふうな指摘も新聞紙上でうかがつておるわけですが、さてこれから来

の三月三十一日まで、発足するまでに公社の内部におきましてかなりボリュームの大きい効率化、要員の削減というふうなものをどの程度予定をしているのか。あるいは既に検討を始めておられると思いますが、来年四月以降新しい組織になった場合に相当の業務の運営についての要員の見直しについてどうなるのか。それが共済組合の運営に非常に重要な因子となります成熟度がどう変化をするかという点についてお尋ねをしておきたいと思うのです。

○説明員(児島仁君) お答え申し上げます。

私もここ数年前からでございますけれども、毎年の予算定員は、大ざっぱな数字で申し上げますと二千名程度ずつ減員ということになっております。それは新しい機械が入りまして効率が上がった、その他の理由に基づくものであります。したがって、今先生お示しいただきました予算定員、現在員等はほぼ正確な数字でございます。現在いろいろな現在員と定員の間に乖離がございます。それは地域別あるいは職種別に定員が変更されてまいりました後の配置転換その他の運営上の問題でございます。ただ、今御質問にありましたように、六十年四月一日の発足までに極度の大きな要員減というものは現在考えておりません。それから、四月一日以降の組織につきましてはこれは考えていかなくちゃいかぬと思っておりますが、現在法案も通っておりますし、下勉強はしておりますが、決定的な案を持っておりません。段階には至っておりません。したがって、業務運営そのものは、組織の変更にかかわらず来年四月からは相当力を入れて変えていかなくちゃいかぬと思っておりますが、組織の大きかりなものあるいは要員の変動というものはともに大きく変わるということにはならぬというふうに考えております。

○龜山篤君 次に、大蔵大臣、電信公社あるいは株式会社というんですか、その立場からいいますと、国家公務員等共済組合の財政調整の縛りが片

側にあるわけですね。それから仄聞するところによりますと、来年の三月ぐらいにはこの国家公務員等共済組合を何らか形を変えていく。具体的に申し上げれば、今衆議院で審議をしております新年金のスタイルに合わせいくというふうな構想が述べられていくわけですね。そうしますと、電信公社の立場からいいますと、財調の縛りと新しい二階建ての新年金とのかかり合いはどうなるんだらうか。これは組合員にとりましても非常に大変関心のあるところですね。これとのかかり合いといえますか、つなぎといえますか、そこはどういうふうにお考えですか。

○説明員(門田実君) ただいまお話しにございまして、現在共済年金制度の改革を検討いたしております。高齢化社会の到来に備え、現状のままで近い将来財政的にも行き詰まってしまうというところで、給付と負担のバランスを図り、長期的に安定した制度をつくらなければならない、ということでございます。その場合に、一方で財政調整等をやっておりますところの電信公社等との関係はどうかと、こういうことでございまして、共済年金制度は公的年金制度としまして基礎年金部分、あるいはその上に乗りますところの所得比例部分、あるいはその上に若干の職域年金部分、こういうものを設けていきたいというふうな検討が進められておるわけでございます。電信株式会社ということになりましたら、これは企業でございまして、共済年金とは別個に企業として何らか自主的なものを考えていく、そういう余地はあろうかと思うわけでございます。

○龜山篤君 いずれ法案が出ればそれはそれとして審議をいたしますが、今もお話にありますが、一般論として民間の組合、年金制度でいえばこれまた一般論ですが、厚生年金の適用ということになるわけですが、この特例で国家公務員等共済組合法を継承していくというところになるわけですが、この民間企業という立場から、社長あるいは組合から考えてみましても、いろんな年金制度を有利に考えた

い、運用したいというのは当然であります。現行制度の中で税制適格年金制度というものがあつたわけですね。こういうものについて理屈の上からは私はつくり得るのじゃないかなというふうに考えますが、まず最初に総裁、監督をしております郵政大臣、その点についてはいかがでしょうか。

○説明員(中原道朗君) 先生御指摘のように税制適格年金につきましては、私も諸要件を整備いたしまして、税制適格退職年金契約の承認を申請いたしましたならば、関係御当局において御審査はしていただけるものであるというふうに理解をしております。ただ、解釈する立場ではございませぬので、それ以上ことは申しかねますが、そのように理解をしております。

○政府委員(澤田茂生君) いわゆる自社年金制度の創設それ自体につきましては、企業自体が判断をする問題でございますけれども、今仰せの税制上の適格退職年金契約に該当するかどうかというところにつきましては、これは税務当局の判断にゆだねられる問題でございます。税法におきましては、一定の要件が備えられている場合には、国税庁長官が承認をするというふうな規定でございます。その辺の審査につきましては、その御判断にお願いをする以外にない、こういうふうに思っております。

○龜山篤君 これからの問題ですけれども、法人税法に基づいてしかるべき資格要件が備わっている場合は監督官庁であります大蔵大臣としてはいかがでしょうか。

○政府委員(村本久夫君) お答え申し上げます。

先生もおっしゃいましたとおり、現行の税法上、企業が退職年金契約を締結いたしました場合におきましては、その契約が退職年金に関する信託、生命保険、または生命共済の契約であること、そのほか税法で定めます一定の要件を備えております場合には国税庁長官は適格退職年金契約の承認申請を承認するというところになっております。したがって、日本電信電話株式会社が設

立をされ、仮にその会社につきまして適格退職年金契約の承認申請が提出された場合にはその時点におきまして現行税法に定める資格適格要件に該当するかどうかを判断をし、その適格要件をすべて充足しているというところになれば承認するという運びになるかと考えております。

○龜山篤君 さて、この関係法律の整備に関する法律案の第百十一條の五という特例の問題があります。これはよく読んでみますと二つの問題があるわけですが、その一つは前半の「政令で定める要件に該当する法人」というものがあらかじめ予定をされております。それからもう一つは、「電信電話共済組合の運営規則で定める者は、それぞれ組合を組織する職員とみなして、この法律の規定を適用する。」二つの問題の指摘がされているわけですが、ところが、その中身が、例えば資本がどういふものであるか、あるいは組合員、従業員比率がどうであるかということが明確になっていないんですが、当然第百十一條の五というのはいろんなケースを考えて、四月以降でございましょうというものを考慮してこういう表現になったと思うんですが、この二つの縛りはどういふふうな想定をしているのでしょうか。これは郵政大臣ですか。

○政府委員(澤田茂生君) 政令で定める一定の要件を持った新電信会社の関連の子会社ということになるわけでございますが、現在予定をいたしておりますものは、出資比率というものが二五%以上、それから発足時の職員のうち五〇%以上というものが新会社からの移籍職員であるというふうなことを定めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○龜山篤君 今お話があったように、資本金出資二五%、移管をします組合員五〇%と、こういう標準ですが、さてそこで具体的に問題になりますのは、ある一つの特定の会社で、出向というところならば、あるいは派遣というところならば、本来株式会社は身分を保有するわけですから問題はない。しかし共済組合年金制度から言います

と、片方は厚生年金適用の従業員、組合員がいるわけですね。片方は国家公務員等共済組合員の適用を受ける電電公社の職員であると、こういうこととなるわけですね。ウェットが高い場合には全部、国家公務員と共済組合員にそっくりそのまま適用を受けるわけです。小さい場合におきましては厚生年金の適用を受けるということで、属人的に言いますとアンバランスが生ずるということでは当然あり得るわけですね。こういう点についての調整というものはどういうふうに研究をされておりますか。

○説明員(門田実君) 私ども共済を預かっておる立場としてお答えしたいと思いますが、今おっしゃったような問題につきましては、一方で現在この二つの閣議決定に基づきましていろいろと年金の一元化、格差是正というようなこともやっておりますので、将来的にはそこそこは年金としての問題というのは漸次解消されていく、こういうふうには思っております。

○高杉迪忠君 もう時間がありませんが、昭和七十年までにおいて七つの公的年金制度が全部二階建て、三階建てを含めて形成をされれば問題は水俣をされると思いますが、来年四月以降の問題としては答弁は不十分です。私はこの部分について保留をしております。

○高杉迪忠君 私は社会労働委員会の立場から以下数点にわたって申し上げたいと考えます。
時間の制約もありますから簡潔に伺いますが、まず新電電の当事者能力について伺います。
電電公社が民間に移行することによって当事者能力はどのように改善されるのか、まず伺います。

○政府委員(澤田茂生君) 今回の電電三法の趣旨といえますのは、民間活力を大いに導入いたしまして、競争市場においてお互いに努力し合うということによって、よりよい電気通信サービスの提供ということが図られるということを目的としたものでございまして、電電公社自体につきましても自主性、そして競争力がつけられるような仕組み

というものを十分考えていかなければならないという観点から自主性が発揮できるように、他の公共団体等と比べましてもかなり自由な形の自主性の付与というものを考えているわけでございまして、公社との比較という観点から申し上げますれば、予算というものが公社時代におきましては、これは国会承認ということになっていて、また、あるいは給与等につきましてもの給付制限というふうなものについても、あるいは料金の問題についても国会の関与というふうなものが大幅に緩められるということもございまして、ただ電気通信のインフラストラクチャーの中の最も重要な部分を保持しているのが新電電でございますし、大変他を類を見ないような大規模な企業でございます。業務の公共性、重要性という観点から見まして必要最小限の規制というものは、これは必要であらうというふうには考えているところでござい

ます。
○高杉迪忠君 新電電の経営の自主性というものは、あくまでも尊重すべきでありまして、事業計画等に対する政府の不当な介入や規制は行方べきではない、こういうふうには考えます。確認いたしますがいかがですか。

○政府委員(澤田茂生君) ただいま申し上げましたように先生のおっしゃるような精神でこれは法の運営というのでもやっていくかなければならないし、仕組みといたしましてもそういうことになっております。例えば労働問題関係にいたしまして、今までの公労法適用というものの原則として労働法三法適用というふうな形になってまいるわけでございますし、そういった問題についてはもとより労使の自主性に基づいて問題を解決していくべき問題でございまして、政府の介入というふうなことは一切考えていないということでございます。

○高杉迪忠君 電電公社は先端産業でありまして、業績も上がっておりますけれども、公社制度により労働条件というものは抑制されてきています。聞くところによりますと、電電公社の職員の

年間所得とKDD職員の年間所得を比べてみますと、公社職員の方が約百万円も少ない、こう言われているんです。新電電になった場合どのように改善されていくのか。また、賃金等の労働条件については労使の自主決定に任すべきであると考えんのですが、この際明確なひとつ御答弁をいただきたいと思ひます。

○政府委員(澤田茂生君) 電電公社の職員とそれから国際電報の職員の給与の比較、これは構成、いろいろな点で相互に違いがございまして、なかなか比較しにくい分野があるかと思うわけですが、新電電へ移行をした後一体どうなるんだということにつきまして、新電電の給与とい

いますのはこれはまさに新会社の業績等を踏まえまして、その決めるに当たりましてはもとより労使間の話しも必要でございましょうし、そういう中の自主的な決定に任せざるべきでございまして、先ほど申し上げましたように、労働条件の決定につきましても政府というものが介入するべきではないし、するつもりもございせんということを申し上げたいと思ひます。

○高杉迪忠君 次に、第二電電の設立状況と今後の見通しについて伺いたいと思ひます。
第二電電との関連からも新電電の経営、労使関係、争議権等についてはできるだけ同等の条件を与えて公平な競争ができるようにすべきではないか、こう考えるんです。改めてこの際でありますから政府の見解と今後の対応について伺いをいたします。

○政府委員(澤田茂生君) 第二電電の設立の見通しでございますが、第一種電気通信事業への新規参入の計画ということにつきましては、第二電電企画株式会社とか、あるいは日本テレコム株式会社、日本高速通信株式会社、そういうふうないろいろな構想が出ておまして、早いものでは専用線サービスにつきましては六十一年度ごろから、それから電話サービスにつきましては六十二年度ごろからサービスをするではなからうかとい

うような予定ということで私も承知をいたしております。そういう競争状況になりました場合の新電電のいろいろな競争条件、そういったものの整備、競争体制の整備というふうなことも当然考えなければならぬ一つの今後の課題であるわけでありまして、こういう観点からいたしまして、新会社の事業経営に対する政府の関与というのは先ほど申しましたように極めて緩やかなものにしたしておるわけでございまして、労使関係につきましても、基本的には労使の実質的な信頼と努力にゆだねられておる、そして原則として今までの公労法適用から労働三法適用ということに変わるわけでありまして、そういう中における経緯、変化というものを十分労使双方で受けとめながら、よい労使関係のもとに法が目的をいたしてございす成果というものが上げられるように努力をしていただきたい、大いに期待をいたしておるところでございます。

○高杉迪忠君 次に争議権の制限禁止などについて伺います。
労働基本権については我が国憲法が明確に保障しているところがあります。しかし、その最も重要な争議権については、戦後の占領下において官公労働者から一方的に剣をされたほか、電気、石炭産業についてはスト規制法をもって争議行為を禁止しています。また民間労働者に対しても労働関係調整法によって争議行為を制限しているのが現状であります。

そこで伺いますが、戦後四十年になろうとする今日であります。労働基本権の制限禁止等の法制についてどのように考えているのか、労働大臣になりましか、この際でありますから政府の見解をお伺いをいたします。

○国務大臣(山口敏夫君) 労働関係の問題でございいますから、法律による規制とか制約という立場でなく、やっぱり労使双方の相互信頼、問題認識の中で解決されていくということが当然理想でございまして、また現実、そうした労使双方の御努力をいただいております。今日の日本の経済

社会というものがあつたわけでございまして、国民の福祉も保障されておる、こういうことでございまして、そうした点を十分今後とも環境つくりのために我々も努力しなさいと。と同時に、また公労法の問題関係で申し上げますならば、そういった一つの認識と同時に公共の福祉という立場における一つの責任、使命感という枠の中で現在の法律が決められておるわけでございまして、そういう点も含めまして我々は健全な労使双方の環境をつくるということに今後とも努力を傾注したいと考えております。

○高杉雄忠君 大臣、今のお話からこれから具体的に伺いますが、労働関係調整法、この労働法では御承知のとおり争議行為の十日前の予告義務のほかに総理大臣の緊急調整決定後五十日間の争議行為の禁止等の制限が規定されているわけですね。

そこで伺うんですが、新電電に限ってこれを見ますと、さらに十五日間の争議行為というものを禁止するというのはどうも理解できないんです。そういう意味では不当ではないかと私は考えます。そこで、七十五日間にわたって争議行為というものを禁止しなければならぬ理由は一体どこにあるんですか、この際明確にお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(谷口隆志君) 今回電電公社が民営化されるにつきまして私どもが考えております措置の趣旨についてごく簡単に御説明させていただきます。争議行為を含む労働三権は認められるわけでございしますが、そういう状況の中でこういう非常に重要な事業を行います新設の会社も争議行為を行った場合に公益にどういふ障害が出るかということとを考えた上、当面必要最小限の措置にとりまして、紛争が生じた場合の調停につきましてははかの調停手続に優先して行つたか、あるいは事件の実情とか調停の経過等を公表して世論を背景に合理的に解決するとか、そういう調停の特

例措置を設けるわけでございまして、そういう調停をしている間については最高限十五日間の争議行為はやらぬようにというものが今回考へておる中身でございまして。

○高杉雄忠君 大臣、今御説明がありました、労働法による緊急調整の決定というのは過去において私の知っているのは昭和二十七年の一回限りなんです、炭労ストに対して。ですから、そういう事実関係をきつと私は明らかにしたい。それから、新電電はさらに機械化が進んで、よ

しんばストが行われてもほとんど影響がないと言われているんですね。だから労働法の附則の改正部分、これは当然私は削除すべきではないか、こう考えるんですが、大臣のひとつ前向きな御答弁をいただきたいんですが、いかがですか。

○國務大臣(山口敏夫君) 当然公共の企業体から民営移管に移行するわけでございまして、五十四条にもございまして、公労法の適用から労働三法がそのまま適用される、こういう原則に立っておるわけでございまして、また同時に、私は先般の世田谷の火災事故等々の中におきまして、これは経営者側もさることながら、この職員の方々が二十四時間の不眠不休の体制の中でこの回線の回復のために大変な御努力をいただいた、

そうした問題に限らずここ十数年公共企業体という枠の中にありながら大変な、民間企業並みの努力、改善に労使双方が取り組まれて、世界一と言つてもいいぐらいの一つの経営内容といひます。御努力、成果も上げておられる、こういう御努力の御指摘のとおりだと思ひます。高杉先生の御指摘も全く御指摘のとおりだと思ひます。高杉先生が、しかし、これは国民のまた財産であり、特に民営移管といひましても、直ちに第二電電構想等もきょうから始まるという実態にもないわけではございまして、やはり国民的な納得といひます。結果の方向はそういうことであつたといひましても、プロセスも民営移管に伴うこの途中経過も十分大勢の方の御理解をいただきますと、逆

にそうした誤解といひますか、問題が誤解されるという点もあらうかと思ひまして、これは衆議院におきましてもいろいろ附帯決議等御議論されておるところでございまして、「当分の間」ということの経過措置をぜひ御理解をいただきたいというふうな考へるわけでございまして。

○高杉雄忠君 事実関係について労政局長、簡単でいい、あとは資料出していただければいい。

○政府委員(谷口隆志君) 労働法におきまして緊急調整が発動されたのは、御指摘のとおり昭和二十七年の炭労ストについて一回でございまして、もう余り御説明いたしません、そのときは夏から賃上げにつきまして労使紛争が生じまして、妥結しないまま十月十七日から無期限ストに入られた。その後いろいろ自主交渉とか中労委のあっせんの作業等もございしましたが解決いたしません

で、十二月十七、十八日の両日におきましては、保安要員も引き揚げるというような決定が組合の方でなされて、その間貯炭量が少なくなつたために、ガスの使用の制限であるとか、あるいは工場の操業短縮が行われるとか、国鉄の運行削減がなされたとか、そういう非常に重大な事態になりましたときに発動をされました、その発動と同時にこのストライキは解決されたということになつております。

○高杉雄忠君 時間が参りましたから、最後に確認と同時に伺ひますが、政府は労働法の附則の改正による二重の規制はあくまでも暫定措置である、今労働大臣からのお話もありました。衆議院においても三年後に見直す旨の修正を行つています。そこで三年後には当然にこの規制は廃止すべきではないか、廃止すべきである、こう考えます。この点、最後でありますから政府の見解を伺ひ、また大蔵大臣も郵政大臣もいらつしやいますから、そういう姿勢をひとつ確認をして私の質問を終わります。

○國務大臣(左藤恵君) 我々といひましては、その暫定期間と申しますか、その間におきまして労使のよりよい関係というものを続けていただくことによりましてそうしたことが廃止される方向で検討されることを希望いたしております。

○高杉雄忠君 希望じゃなくて、実施してください。

○國務大臣(竹下登君) そもそも立派な労使関係にあるという認識をだれしも持ちながらも、万が一に備へての暫定措置であります。したがって私は、今日より以上の労使関係が続いて、事実上その問題が必要なくなるという環境が生ずることを心から期待をいたしております。

○高杉雄忠君 労働大臣、期待されているんだから、ひとつ最後に。

○國務大臣(山口敏夫君) 郵政大臣、大蔵大臣以上は労働大臣として、労使双方の、特にまた組合の健全な御努力ということに対して大変高い評価をしておりますので、この「当分の間」ということをあくまで「当分の間」という形の中で決着をつけるということが大事なことでありうふに考えます。

○委員(松前達郎君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時三十分より再開することとし、休憩いたします。

午後零時三十七分休憩

午後一時三十二分開会

〔通信委員長松前達郎君委員長長席に着く〕

○委員長(松前達郎君) ただいまから通信委員会、内閣委員会、地方行政委員会、大蔵委員会、社会労働委員会、商工委員会連合審査会を再開いたします。

休憩前に引き続き、日本電信電話株式会社法案、電気通信事業法案並びに日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、以上三案を便宜一括議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○塩田啓典君 それでは、政府が保有する株式の売却収入の使途の問題、あるいは放出方法等につ

きましては午前中いろいろ質疑もございましたので、できるだけ重複を避けて質問をしたいと思ひます。時間も三十分でございますので、ひとつ御答弁も簡潔にイエスカノーでも結構でございますので……。

そこで、使途の問題につきましては大蔵大臣、郵政大臣あるいはまた電電公社総裁等の御意見も承りました。大蔵、郵政の考えは必ずしも一致をしていないようではありますが、ぜひ七月十九日の政府の統一見解に従って慎重にそして電電公社を民営化するという、こういう方向を踏まえ、また利権等に結びつくような懸念のないように、また行政改革の趣旨にも背かないようにひとつ処置をしていただきたいと思います。このことを大蔵、郵政両大臣に要望したいと思ひます。

それで次に、政府保有株式の最初の放出の方法については、午前中の御答弁あるいは今までの御答弁を通して言えることは、いまだ法案が通っていない段階だからはっきり言えない、そういうことで非常に抽象的な答弁であつて、私はこれでは国民の皆さんの心配にはこたえることにはならないわけでありまして、政府としてもこういう法案を通すことには国民の皆様の心が配られていないか、国民の皆様の心が配られていることに對する政府の姿勢を示してその心配を解消すると、こういう努力が非常に足りないか。本来ならばこの法案の審議とともに、法案が成立すれば当然起る問題ですから、それもある程度一緒にやっぱり説明をすべきではないかと思ひうのでありますが、その点どうでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) 基本的には政府の統一見解と、こういうことに尽きると思ひます。結局、電電株式の売却問題ということになりますと、新会社の資本金額、資本構成、これが法案成立後に設けられます設立委員会というもので検討をされるということでございますので、したがってその設立委員会等、また各方面の意見を聞きながら決めていくわけでありまして、先例ができたとしてれば、御協力をいただいたらば産業株式会社の方

は設立委員会ができたわけでございますけれども、そういうところでやるということでございますので、したがって予見を申し上げるというような段階には、これは残念ながらないんじゃないかと思ひます。

したがって、いろんな議論はあると思ひますが、特定の個人あるいは法人に集中することのないよう配慮しなきゃならぬということとはよりでございますし、本当に外目から見ていただきましてでも公正、公正に行われておるといふ御認識を与えるような形でこれを行つていかなきゃならぬというふうな考えをしております。

○塩出啓典君 先般、アメリカの「ビジネス・ウィーク」においても、ことしの十月十五日号で、東京株式市場におけるインサイダー取引、そういうものが非常に横行されておる、あるいは株価操作が、アメリカでやれば犯罪行為だけれども、日本では野放しになっておる、こういうような記事が、皆さんも御存じのとおりであります。また、先般来投資ジャーナルとか誠信グループとか、いろんなこういうような問題もあり、国民の印象としては、非常に日本の証券市場に対してはそういう心配な点がある。しかも雑誌等で電電株式会社の株をめぐつていろいろうわさをされておるわけでありまして、そういう意味で、もちろんそういう設立委員会の問題もありませんけれども、しかし最終的にはやはりこの株を放出するということとは、これはもうやがて大蔵大臣の権限となるわけではないかと思ひます。もうちょっと意味で、細かいことは別としても、もうちょっとやっぱり具体的に、例えば国有財産審議会等の審議を経てこれをやるんだとか、何かこう、今の法律ではこういう手続を経て処分するんだとあるという、決まっていることもあるんじゃないんですか。

○国務大臣(竹下登君) あるいは競争入札によるか、あるいはシンジケート団を編成するか、そういういろいろな方法はあろうかと思ひます。

それとやっぱり従来までに経験いたしましたKDとか、そして日本合成ゴムとか、そういうものがやっぱり大きな参考にはなろうというふうな思ひつておるわけでありまして。そういう参考にする中の一つに、今、塩出委員のおっしゃつたような問題も包含されておるといふふうには私は見ておるところでございます。

○塩出啓典君 例えば先般英國の電電公社が株式の公開を行い、日本においても一億八千株を売却したと。その際、大手四社が全体の七五％を数え、中でも野村証券は全体の四五％を引き受けておる。そういう一部の大手会社に偏重するようないり。それから方法というものは今回はどうもはなから、日本航空の株を売却した場合にいたし十数社が引き受け会社になってやつたわけでありまして、そういう意味で、ともかく証券会社の問題にしても、どこそこ証券が非常にこういう関係で強いつつ、あの証券会社がどうとかそういうことも言われておるわけだけれども、あくまでも國債のようにシンジケートを組むとか、そういうふうな偏らないようにやつていくという、こういう姿勢はやっぱり大蔵大臣も約束はできるんじゃないですか。

○国務大臣(竹下登君) まさに、最初まず国会の議決ありきと。国会で議決していただかなきゃそれはできないわけでありまして、その際にもいろいろ議論がございまして、そのなれば当然のこととして具体的な方途も御説明を申し上げなさいかね。だから、今日の段階では私の口から申し上げたように、シンジケート団を組むというのも一つの有力な意見であると思ひます。おのおの意見で決めたというふうな状態には、残念ながら設立委員会もこれからの問題でございますので言える状態には必ずしもございせん。ただ、塩出委員のおっしゃつておる気持ちは私もよく理解をいたします。そして外国の場合でございますと向こうの相手さんが幹事会社を選ぶというふうな立場でございますので、なかなかこちらからリードしていくというわけにもまい

らないこともございまして、今度はいよいよが、今度はまさに国民共有の財産たるものを政府の責任において国会の議決に基づいた範囲内においてということになりますから、十分国会の御議論等を参考にしながらやつていかなきゃいかぬという気持ちは私にも十分ございまして。

○塩出啓典君 それで、この一番最初の売り出しの場合にはいわゆる市場の価格がないわけでありまして、例えば国際電電の場合は随意契約で処分価格が当初は五百円で証券会社を通して委託処分をしたわけでありまして、ところがそれが今二万六千円でございます。そうすると約五十倍になつておる。そういう点から電電株式会社の株も十倍になるか五十倍になるかというふうなことが言われておるわけでありまして、私は一番心配するのは、もちろん今言つたように国会の議決を経て、これは将来の問題になるわけだけれども、余り投機の対象になつて、国際電電が五十倍になつたから、じゃ電電も五十倍になるか、やはりそこにはおのずと状況の違いもあるわけだけれども、余り低過ぎてプレミアムで特定の人がもうけてもいけないし、また余りハイパーして高過ぎてそういう電電の株を買つた人に大きな打撃を与えてもいけない。余り投機の対象にならないような方向がいんじゃないか。そういう意味で、この価格の決定等はまたいろいろ議論されることと思ひますが、いわゆる現在の日本電電公社の資産の再評価、これは今回やらないということでありまして、しかし私はやっぱり今までの国民の力によつて育つてきた電電公社が今どういう状態であるかということをやつたり資産の再評価をし、国民の前にすてを明らかにすることが必要ではないかと思ひます。その点はどうでしょうか。

○政府委員(澤田茂生君) 商法におきましては、企業の期間損益というものを明確にさせるという立場から資産価額につきましては原価主義というものをとつておりまして、流動資産、固定資産ともに取得価額または製作価額というものを資産評

らないうちでございまして、今度はいよいよが、今度はまさに国民共有の財産たるものを政府の責任において国会の議決に基づいた範囲内においてということになりますから、十分国会の御議論等を参考にしながらやつていかなきゃいかぬという気持ちは私にも十分ございまして。

価の原則といたしておりました、こういう原則から見まして商法は資産再評価というものを行わないというのを原則にしているのではないかと、ふうに理解をいたしておられるわけでありませう。特殊会社等の組織変更が行われる場合に資産再評価というものが行われる場合がございしますが、それはどういふ場合かということを見てまいりますと、複数の出資者の持ち分権というものを明確にするために行われるというのが例であらうというふうな思いまして、今回の電電公社の民営化に伴いますに公社が唯一の出資者であるという場合はそういう必要性というものが無いではないかということでございますし、民間とのバランスというものがそれとれるのかということから眺めてみますと、民間企業では昭和三十年前後にかけまして資産再評価法に基づく資産評価というものが行われた経緯がございしますが、ちょうど電電公社につきましても電氣通信省から引き継いだ財産につきまして公社法施行法の規定に基づいて昭和二十九年に資産再評価を行つてゐるということでございます。全産業間での価格水準というものは同じでよいと考えていいのではなからうかと思つて、今回は資産再評価というものは行わないというふうにいたしておるところでございます。

○増出啓典君 私は今のお話は説明としてお聞きはしてゐるわけですが、そういう点を踏まえてやっぱり国民に対するディスクロージャーという意味ですべきである、こういうことを主張しておきます。これは郵政大臣、ひとつ主張でございますので、御答弁はもう余り時間がないので結構でございます。

それから、これは電電公社の総裁にお尋ねをしたいわけですが、民営化になれば当然今まで免除でありました固定資産税、もろもろの税金を払わなければならない。もちろん今までは納付金を納めてきたわけですが、そういうものはないにしてもそういう税金を払わなければならない。もちろん、税金には固定資産税のように経営

がどういふ状況であれば払わなきゃならないものと、それから法人税のように利益の中から払わなければならないものがあるわけでございますが、そういう支出増、そういう点は今までも大変厳しくなつてくつてゐるのだと。そういう中でいろいろ技術開発もしていかなきゃならぬ。電電公社の資料によりますと、公社の設備あるいは研究投資というものはほかの企業に比べて現状は決して余り高いとは言えないと思つて、現況でも、これから国際競争力ということになればかなり研究開発投資もやつていかなければいけません。あるいは先般の世田谷のケーブル大火の教訓からいって、ケーブルの不燃化とかあるいは通信回線の二重化とか、そういうような点を簡潔で結構なんですけれども、総裁のお気持ちを承つておきたいと思つてゐます。

○説明員(真藤恒君) 私、就任以来ちやうど四年になりますが、この四年間にいろいろなことを公社法の中でやつてまいりました経験から申しまして、租税負担、租税及び公課に伴う支出増というもの、大体今まで財政特例法に従つて国庫納付いたしました金額にわずかに加えればその負担の差は十分カバーできる程度のものでございまして、考へております。

それともう一つ、公社法の中でもいろいろ努力してまいりましたのですが、支出の伸び率と収入の伸び率、これを平行線またはプラスにするところまで現在まいつております。今度の新しい法案に従ひまして私どもが一般の株式会社と準じた形で事業の運営を責任を持つてやれるようになりますと、通信事業に必要な経費の支出の方法というものがいろいろ実現可能になります。現状ではできないことができるようになりますので、その面からのプラスということ、通信事業の本体の中

のしがたが、いままでコストの合理化というものをまたさらに進めることができそうですので、新しい組織になつてからの経理の状態ということは、特別大

幅な無謀な料金の切り下げをやらない限り十分やつていける見通しは現在持つております。

○増出啓典君 総裁は、六十一年の秋までは市内三分十円を上げないでいけると。第二電電の新規参入に対抗して長距離の値下げをやつぱりしなきゃならないようになつたときに、そのかわりとして市内が上がるのではないかと、この五月で心配してゐるわけですが、この五月の五月で、六十一一年秋まではともかく市内三分十円、それ以後は白紙であると、このように言われているわけですが、そういう点は現在においても情勢の変化はございせんか。

○説明員(真藤恒君) 私が答えました内容の中に、当分の間、市内料金を値上げするということはないものだという前提でお答え申したつもりでございます。

○増出啓典君 最後に、ホテルの部屋から電話をかける場合、最近機械で自動的に料金がわかるわけですが、その料金が、ホテルによつてはいわゆる設備料、サービス料としてプラスアルファを取つてゐる。中には遠距離が下がつてもホテルの請求は下げていない、こういうところもあるやに聞いておるわけですが、そういうこととは公社の努力が利用者には反映されてゐないわけでありませう。これは私は、そういう設備が要るわけだからプラスアルファを取ることはいいと思つてゐるわけですが、ただ、かける方は変わりないと思つて知らぬ間に取られてゐるという、こういうことはやはり消費者行政の上からよくないのじゃないか。ホテルによつてはたまに、ちゃんと割り増し料金がありますとか、外国のホテルなんかでも二〇%取りますとか、そういうように私ははっきり明示をすべきじゃないかと思つてゐる。そして、どうしてもその二〇%アップでよくないのなら自分はロビーへ行つて公衆電話でかける、そのようにやはりはっきり明示をすべきだと思つてゐる。その点について、こういう機械は公社が認定をしてゐるわけですが、公社としてはどのように考へてゐるのか。

それと、きょうは運輸省の方から来ていると思うのですが、やはりそういう点は私は厳重に指導をして、この電話は市外は何%アップですと、はっきり明示をするように指導をしてもらいたい。この点についてお答えをいただきたいと思つてゐます。

○説明員(神林留雄君) お答えいたします。先生既に御指摘のとおり、現在ホテルでは、中には私どもの決めております料金を上回つた料金を取つてゐるという実態がこれはかなり前からございませう。私どもとしては従来から、いろいろホテルの方に対する何といひますが、これは御指導と言つていいのですが、そういう立場にないので、すけれども、御依頼を申し上げて、通話料としてはこの部分だけで、それからそれ以外、ホテルとしてもやはり自分の交換手を置いた

り自前の交換機を置いたりいろいろしてゐる。その部分ホテル側として何がしかのサービス料を取りたいという気持ちも私も常識的にわからないうわけではないので、それはそれとして明示していただきたいというところはお願いはしつてゐる。言へば割り増し料金でしかだめな場合にはロビーの公衆電話をお使いくださいと、こういう格好で、実は私もここに持つてきたのですけれども、年に一遍ぐらいの感じで協会なりそれから電話局から個別のホテルに御通知申し上げてござい

ますが、先生御指摘のとおり、これがそれとていふと、必ずしも私もホテルに泊まりましてそうではない実態もございませう。で大変私も苦慮しておるのですけれども、私どもの置かれた範囲では、いわばお願いするという立場をなかなか越えられないと思つてゐる。なお今後とも必要な場合にはこういったお願い等を繰り返していき

ましては、電電公社から今お答えがございましたように、直接関係団体に対しては、通話料以外のルームサービス料を付加する場合はそれを明示すること、それからロービー等の公衆電話使用の場合は加算料金がないということを明示するということにつきまして指導をされておるようでございます。運輸省といたしましてもこれに協力をしていまして、その趣旨の徹底を図るよう関係団体を指導してきておるところでございます。もしさらにいろいろ問題が生じるようなことがございしますれば、郵政省、電電公社とも相談いたしまして必要な指導の徹底を図っていきたい、こういうふうに考えております。

○塩出啓典君 では、郵政大臣は直接の担当でないけれども、私はこういうことは消費者保護の観点からもしっかり明示をしてそういう点が徹底をするように、また関係大臣ともひとつ連携をとって推進をしていただきたい、この点でどうでしょうか。

○国務大臣(左藤恵君) お話の点につきましては運輸省の観光関係と十分連絡をとると同時に、また電電公社自体もそういうことについての、今度新しい会社になれば一層PRといいますが、そういうふうな意味のことについて配慮していただくように要請をいたしたい、このように思います。

○塩出啓典君 終わります。

○中西珠子君 私は、社労の立場から御質問をしたいと思います。まず第一に、新しい電電株式会社社員の労働基本権についてお伺いしたいと思います。

電電公社が民間に移行する、民営の経営形態をとるということになりますと、これまで電電の職員が適用されていた争議権の全面否定、争議行為の全面禁止、そして強制仲裁制度を規定した公労法の適用から離れまして労組法、労調法などのいわゆる労働三法の適用を受けることになるわけでございますが、現行の労調法におきましては公益事業の争議行為につきまして大変制限が加

えられております。新しい電電株式会社は公益事業でございますから、この労調法の中の公益事業の争議行為、争議権の制限の適用を受けるわけでございます。御承知のとおり、労調法の中にはいろいろな争議行為の禁止がございまして、公益事業の争議行為は十日前には予告をしなければならぬという予告の義務がございまして、また、非常に国民生活に重大な影響を与えるようなおそれがある場合、また与えらるる場合、総理大臣は緊急調整をすることができて、その緊急調整の決定が公表された日から五十日間争議行為が禁止されております。また、労働委員会の調停につきましても職権に基づく調停もできるし、また都道府県知事、労働大臣、場合によっては運輸大臣なども調停の請求ができるわけでございます。また、調停案が当事者によりまして受諾された後は、その調停案の解釈とか履行につきまして当事者の間に意見の相違があった場合は、その調停案を出しました調停委員会に見解を求めなければならぬ。その調停委員会の見解が示されるまでの間もしくは十五日間は、その調停案の解釈と履行に関する争議行為をしてはならないという争議行為の禁止規定がございまして、

このように、いろいろ公益事業の禁止規定、制限規定があるわけですから、現在のままの労調法の争議権の制限だけで十分なのではないか。新しい電電株式会社の職員につきまして新たに特例の措置を設け、暫定的とは申せ、労働大臣が中労委に調停を請求した場合には、その間、中労委の調停が終わるまでもしくは十五日間争議行為は全面禁止という、こういった二重の規制をする必要はないと考えるのでございすけれども、この規制を労調法の附則を改正してまでしなければならぬ理由はどこにあるのでございすでしょうか。労働大臣、郵政大臣、大蔵大臣の御見解をお聞かせしたいと思います。

○政府委員(谷口隆志君) 私から、今回、電電公社が民営化される場合に対応することといたしました措置について、まず御説明をさせていただきます。

基本的には、民営化されるわけでございますから、労組、労調法の適用なり争議権を含む労働三権は適用されるわけでございます。ただ、新会社につきましては、従来全面的に争議行為を禁止し、強制仲裁制度で争議の紛争を解決するという公労法の体系から、争議権を有する労組、労調法の体系へ移行するという、いわば労使関係の法的基盤が非常に大きく変わることというのが一つ。

それから、新会社になりまして、新会社の行います業務が当面は公社時代と同様の極めて重要な役割を果たすわけでございまして、通常の争議行為では現在直ちに通信の途絶を招くというようなことは少ないと存するわけでございすけれども、その争議行為の態様のいかにによりましては国民経済とか公衆の日常生活に大きな障害を及ぼすおそれもあるというやうな事情がある。

この二点の事情等にかんがみまして、新会社の労使紛争につきまして合理的に迅速に解決を図るため、当分の間、必要最小限の措置として特例の調停制度を設けるということにいたしましたわけでございまして、その内容につきましては、ほかの事件に優先して取り扱うとか、あるいは事件の事実情と調停の経過等公表して、世論を背景に合理的に解決するとか、しかし、その調停をしてい

間は最高十五日を限度として争議行為は禁止する、こういう措置にすることを考えたわけでございす。

○政府委員(澤田茂生君) ただいま労働省の方から御説明があったとおりと私も理解いたしております。

○国務大臣(竹下登君) 担当当局から正確にお答えした、私の気持ちも一緒でございます。

○中西珠子君 労働基本権は憲法に保障されている権利でございます。やはりできる限り幾ら公益事業といえども尊重してやるのが当然と考えるわけでございますが、今回の暫定的な経過措置は廃止すべきだと考えるわけでございす。この

特例措置につきまして、法の施行の日から三年たつたから見直しをするという修正が衆議院においてなされましたけれども、この三年後の見直しというものは、特例措置の廃止を意味すると思われ取つてよろしくございすでしょうか。労働大臣、郵政大臣、大蔵大臣、お願いいたします。

○国務大臣(山口敏夫君) 先ほど郵政局長からお答え申し上げましたように、当事者能力というものにつきましては、高杉先生の御質問のときにもお答え申し上げましたが、大変私も高く評価しておるわけでございす。公営企業体の枠組みの中にありながらアメリカのAT&T以上の赫赫たる実績を上げておるということも十分承知しておるわけでございすし、その間の労使双方における大変な御努力というのにつきましても、あくまで経過措置、やはり国民の皆さん方の大いなる御理解と同意の上でこの新会社がスタートする、こういう経過措置の中でひとつ必要だと、こういう認識でございすので、衆議院における修正も含めまして、そういう方向に我々一層努力をしたいというふうに考えております。

○国務大臣(左藤恵君) 郵政省といたしまして、今回の措置は当分の間の措置として必要なものとは考えますけれども、お話のように今回の措置の必要性というものが早期になくなるような電電労使の良好な関係を維持していただきたいということを期待いたしておるところでございます。

○国務大臣(竹下登君) 現在の労使関係も私は立派だと思っております。衆議院においてあのような修正がなされたという背景は、まさに今、委員御指摘のような気持ちと与野党合意の中であつたからであらうという事実認識をいたしております。

○中西珠子君 三年後の見直しのときには、ぜひこの特例措置を廃止していただきたいと強く要望いたします。

ILOは、国民生活に重大な影響を及ぼすイセシナルな重大なサービスのスト権が規制される

○中西珠子君 スト権は否定もしないし禁止もしてない、しかし特例措置をもって制限をしているというふうにおっしゃるわけで、そのためには代償措置などは要りませんとおっしゃるわけでございします。そのように理解いたしましたがいずれにしても、憲法に保障されました労働基本権というものはできる限り尊重していただきたい。殊に、スト権というものが尊重されませんと、余り規制がありますと、労使が対等の立場に立つて賃

も、これからの新たに発足いたします電電公社の職員員の賃金、労働条件につきましては労使間の自主的な交渉によって決定していただきたいと切望するわけで、そして電電公社の職員員の賃金、労働条件がよくなつていくことを期待するわけでございます。公共性を持って国民のすべてに公平なサービスをしていただきたい、安定したサービスをしていただきたい。また、電話料の値上げもやっていただきたくないとは思いますが、

○國務大臣(山口敏夫君) 先ほど来からお答え申し上げておりますように、当然民間に移行されるわけでございますから、民間に限らず、労使双方の協議と話し合いの中でそうした給与体系や賃金体系というものが当然尊重されて決定されていくということを我々は期待しているわけでございます。

○國務大臣(左藤喜右) 電電公社が民営化される趣旨を十分我々も考えて、自主性というものを与えることに大きな眼目を置いておるわけでございます。そうしたことで、新会社に対します政府の関与は必要最小限度ということで、新会社が自主性を發揮できるようにということについて配慮をいたしておりまして、今御心配いただいております事業計画でございますが、こうした問題につきましましては、サービス計画と建設計画というような面について我々は認可というようなことを考えて

それでは、郵政大臣がもう一言おつけ加えになりました、事業計画につきましてはサービス計画、建設の計画、そういうったものだけを事業計画として出させて認可させるものとするというふうにおっしゃいましたけれども、これは大変結構なことと思ひまして、殊に衆議院の社労の方の公明党の大橋議員が、事業計画が当事者能力、殊に賃金、労働条件に関する労使の自主的な決定の妨げになるようになってはいけなから認可制ではなくて届け出制にするようにという要求をいたしま

したけれども、サービス計画と建設計画のみというふうに限定していただくと思はれば現行のままでもよいのではないかとありますが、この点につきましてはしかと議事録にとどめていただきまして、後に余り当事者能力がなくなってしまうというところがないようにお願いしたいと思います。郵政大臣、御確認をお願いします。

○国務大臣(左藤恵君) 今お話のとおりでございます。収支予算と資金計画というのは、添付資料という形で出していただくつもりにいたしております。

ます。

○中西珠子君 それではちょっと時間がございまして、私は年金の関係の御質問を、もう既になすつた方もございすけれども、させていだきたいと思うわけでございす。

民間に移行いたしましたも、民営の経営形態をとりましても国家公務員などの共済組合の年金が適用ということになっております。一方労災保険の適用、雇用保険の適用ということになって、その面ではほかの民間企業と同じなのでございす。が、そういったものもその違った制度の適用を受けていくこれからの新会社の安定した労務管理、労使関係というものは心配はないのでございす。か、ちょっとその点につきまして心配もございすので、郵政大臣、労働大臣にお伺いさせていただきます。

○政府委員(澤田茂生君) 新電電になりました場合の共済制度につきましてはそれぞれ法律で手当てをいたしているところでございすし、なおその他の新規参入の電気通信事業体につきましてはそれぞれ民間企業といたしまして、既存の共済制度あるいはみずからのいろいろ創意工夫による職員対策という面からの手当てというふうなものが十分とられていくであろうということを期待をいたしているところでございす。

○政府委員(谷口隆志君) 年金なり共済の方は私も所管でございせんのでわかりませんけれども、労働保険、すなわち雇用保険と労災保険につきましては、民営化いたしますので、それぞれの法律の一般原則どおり適用されるものだというふうに思ひます。

○国務大臣(竹下登君) 国家公務員等共済は私の所管でございすので、私からお答えいたします。

御承知のように、国家公務員等共済組合の中でこれからもやっていただく、そうすると基礎年金といわば職域年金、そういうものは抱合されてお

る、そこでその上ということになりますと、まさに今度は企業年金として、民間会社でございすから各民間保険会社等とのいろいろな御相談をなすつて、それに基づいて税制上の措置という点はその出た段階で御相談させていただくということになっておるわけでありますが、十分御趣旨の点が生かせる環境にあるというふうに御理解いただいて結構じゃなからうかと思ひます。

○中西珠子君 公務員等の共済年金も、それからそのほかの私学共済の年金とか、いろいろ共済組合の年金がございすけれども、これは厚生年金、国民年金と将来一本に統合されるという方向と理解して間違いないのでございすね。大蔵大臣、そうでございすか。

○国務大臣(竹下登君) 閣議決定によりますと、それは七十年を目途にしてそういう方向で検討を進めて十全を期そうと、こういうことになっております。

年金担当大臣は今厚生大臣でございす、私も年金担当関係閣僚会議に出席してございすので、私からお答えをさせていただきます。

○中西珠子君 ありがとうございます。

もう一つ最後にちょっと念を押させていただきます。いろいろの御質問がございすけれども、社労の方の立場から申しますと、ぜひ当事者能力が付与されて、生かされるようにしていただきたいということ、争議権の二重規制は三年後にはぜひ廃止していただきたいということをお願いいたします。電電の職員の賃金、労働条件、その他の福祉が一層向上いたしますことを願っておりますので、どうぞよろしく御配慮のほどをお願いいたします。

これで質問を終わります。

○伏見康治君 私は商工委員会に属しておりますので、その立場からと申します。商工と申しましても私には商の方はちっともわかりませんので、工の観点からお伺いしたいと思うんです。科学技術者の代弁者というふうなつもりで国

会に出ておりますので、そういう観点からお伺いしたいと思ひます。

郵政省と申します。昔の通信省といひます。か、日本の電信電話事業というものは非常に長い歴史を持っておりまして、そしてその中で、少し古い言葉ですけれども通信技術官僚という言葉がございまして、一つの長い伝統を持つていふんな技術を築き上げてきたと思ひます。私のほんやりした記憶の中で松前重義とか堀井剛とか篠原登とか米沢滋とかという相当大きな名前が念頭に浮かんでくるわけでございまして、そういう方々の長年の努力というのか、それから見通しのいい計画といたしたようなものが今日の郵政事業の根幹を築いていると私は思ひます。私はやはり褒めるべきものはちゃんと褒めておかねといひないと思つて

いるんですが、それだけに、今度の大きな改革によつてそのよい伝統が断ち切られることがあつて非常にまずいことになるのではないだろうか。今後は昔ながらの技術的な伝統というものをぜひ損なわないようにやっていただきたいという念頭から、その観点から幾つかの御質問を申し上げたいと思ひます。

もう少し申しますと、日本の技術陣が光ファイバー技術というものを完成して、欧米に先んじてと申します。それを凌駕する立場でその技術を完成したということが今の日本の方々の自慢になつていふと思ひますが、それを生んだ土壌というものが電気通信研究所にあつたと思ひます。その研究所が今後どういふふうになるかという点に對して、私は非常に強い関心を持つていふわけです。

まず郵政大臣に、制度改革の曲がり角のところどういふふうにしてその強い伝統を生かして、いい伝統を生かして今後のまた新しい発展を期するかという点についてのお考えを聞かせていただければありがたいと思ひます。

○国務大臣(左藤憲君) お話のとおり、今日までの電気通信に關します技術というものの発展につ

は大変大きなものがあると思ひます。私はこのように思ひます。そしてまた、新しく株式会社ができても、その中におきましてこの伝統が生かされて発展していただきたこと、このようにも念願をいたしておるわけでございす。ただ、そうしたことで、会社となりまして場合に、基礎的な技術研究というものをさらに強化する必要があると申します。と申しますのは、新しく今度は競争原理の導入ということで、新会社も競争相手といたしまして新規参入されるというふうなところも出てこようかと思ひます。そうしたところに対して、電気通信研究所が今日まで築いてきたようなそうした大事な技術というものが広く活用されるような場というものが我々はずっ

ていかなきやならないのじゃないかと、このように考えております。

○伏見康治君 同じ質問を今の電電公社の責任者の方にもお伺いしたいんですが、多分、続いて新しい新電電の首脳部になられるんだと思ひますので、御覚悟のほどを伺いたいと思ひます。

○説明員(眞藤恒君) 私ども現在のこの世界的な通信技術の変化、進歩というものを考えまして、私、着任いたしましたから研究所の研究費の思い切つた増額をやつております。現在約千三百億ちよつと超したぐらいの予算を研究費につけております。それから人間が約三千三百人でございす。そこでひとつ説明を申し上げておきますのは、アメリカのベル研究所あたりに比べて人数の面で非常に少ないのでございす。費用の面は私どもの約四倍をA T Tは使つております。が、人間の面は私どもの約七倍か八倍の人間を持つておるといふことでございす。それはどういふことかと申しますと、確認はいたしておりますけれども、アメリカの今の労働法で、ああいうふうな研究所なんか人を雇います場合に、少数民族あるいは要するに雇用の機会均等ということ、そういうバランスをとらざるを得ないということから急激に人数がふえておるようでござい

す。したがって、私どものところは三千三百人でございまして、約三千人ちよつとが皆最高学府を、最高課程を通つてきた研究者自身でございまして、自分自身で研究しておる技術レベルを持ち能力を持っておる者が約三千人というところでございまして、人員構成の質がまるで違つておるといふことが非常に大きな差ではなからうかと思つております。

ともあれ現状はそうでございますが、私どもは今後長い間続けてまいりましたこの研究の方向といたしましては、LSIの高度技術ということと、LSIの素材になる新素材、あるいは通信設備の新素材である光ファイバーというふうなものに主力を注ぐと同時に、そういうものをベースにした電子交換機及び高度な電子計算機、それから高度な性能の端末機の開発ということの三本立てでやつてまいりましたのですが、今度の法改正の基本的な考えに基づきまして、主として基礎研究の方の集積回路関係のもう二けたぐらいの高集積度をねらつて新しく大きな設備をつくらう、そして人間もそういう開発に向けようと考えておりますし、またその高集積のチップに必要な新素材の基礎研究について根本的に研究設備のやり直し、それから人員の技術構成の再編成ということを今具体的に考へて具体案を今つくつておる状態でございます。

端末機の開発につきましては、今度法改正で根本的にこの端末機のあり方というものが変わりますので、このところ、法改正を国会で御承認いただいて、それに伴う業界の動向というものも勘案いたしまして、この業界と無用な摩擦を起こさない方向の研究に考え方を少し変えていかなくやいかぬのじやないかというふうに考えております。これはまだ、今ここでこつちの方向へ参りますというふうにはつきり御説明する段階にまで行つておりません。

いずれにいたしましても、研究の費用も、研究の人数も、研究の質も、ここで大きく方向を変えざるを得ない、また変えなきやならぬというふう

に考えております。

○伏見康治君 今の真藤さんのお話で大いに安心しているところもあるんですが、真藤さんの方からベルテレフォン研究所のお話が出ましたので、そして恐らく戦後電気通信研究所をつくり出すときにはベルが一つのお手本になつたと思ひますので、それとの関連でお伺ひいたしたいと思ひますのは、ベルというのは、御承知のように、今おつしやつたように、大変大仕掛けであるというところも違ひますが、非常に基礎研究をやつているところが非常に違ふと思ひますね。例えばトランジスターにいたしましても、あるいはレーザーにいたしましても、その本当の基本原則というものを発見してノーベル賞をもらった人が十人近くいるといつたようなお話を伺つておりますが、そういう意味の基礎研究というものは恐らく通研では余りやつておられない。もう少し現実の通信事業に密着した要求に應ずるような研究をされてきたと思ひますのでございまして、その辺の基礎研究の——基礎研究といつてもいろいろな段階があると思ひますが、その辺の割り振りとお申しますか、お考え方を何かお示し願ふとありがたいと思ひます。

○説明員(山口開生君) お答えします。

ただいま先生がおつしやいましたように、A T & Tのベル研究所は世界的にも最大の研究所でありまして、ノーベル賞受賞者が七人もいるということ、当初、電電公社が研究所をつくる場合にA T & Tのベル研をお手本にしましたことは事実でございます。

研究のやり方その他についても大体似たところがございまして、公社になりまして全国の諸藩解消、それから自即化を進めるに当たりましては、大変に急いで技術開発といふこと、できた技術はなるべく早く利用しようといふことで、どつちかといひますと、実用化研究の方にウェイトを置いてまいつたことは事実でございます。しかし、今完全充足いたしまして、これから御承知のように、I N Sの構築に向かひましてより積極的に進

めていかなければいけないわけでありまして、こういった技術になりますと、先ほど総裁が申しましたように、全く新しい分野の技術が多うございしますので、電電公社の研究所としまして、今後基礎的な研究にもウェイトを置いていきたい、こういうふうな考へております。

現在、基礎的な研究に従事しておる者が大体一割弱でございまして、それに要する研究経費も七割ぐらいのものでございまして。しかし、これからの例えはコンピューターの音声認識とか、画像の認識とか、そういうことになりますと、単に電気通信技術屋だけではこれはだめでございまして、最近では心理学者とかあるいは言語学者とか、そういった研究者も招聘しまして、これは国内だけではございまして、国際的に外国からも研究者を招聘するように用意してございまして、そういうことで基礎的なことにも大いに力をつけていきたい、このように考へております。

○伏見康治君 研究というものは、無目的な基礎研究といふのと、それから多少でも目的意識を持つた研究と両方の面があると思ひますのでございまして、それぞれ特色がありまして、恐らく通研のようなどころでは、今言われたようないろいろな現実的な課題に即してその中から何とかそこに新しい技術を生み出すとする努力といつたようなもの、つまり目的を持った研究といふのがやはり重要な点になると思ひます。そのこと自身は大変いいことだと思ひますが、いわゆる民営の方に移されまますと経営的な観点というものが主眼になりまして、少し遠い目標の研究というものはやはり景気が悪くなれば捨ててしまいたくなる、あつたにでも役に立つようなもの、何らか研究が指向されるという傾向が出てくることはこれは非常に否みがたいことだと思ひますが、そういう点についてはどうお考えになりますか。つまり、より基礎的な研究をどういふふうにして守つていかれるかという点を聞かしていただきたいと思います。

○説明員(山口開生君) これは先ほど申しましたように、現在ではまだ一〇%弱の陣容でやつてございまして、これから先はやはり基礎研究に基づいた新しい発展をしなければ企業自体も発展できないというものが、恐らく世界の現状だと思ひます。

通信関係の関連の企業を見ますと、これはA T TにしてもIBMにしても富士通、こういった大企業は、やはり研究投資といふものを相当やっております。恐らく電電公社以上の人員をかけて、あるいは研究費をかけていふところも多うございします。したがって、私どもが民営化になりましたら、企業が発展するためには、特に世界的にもこれは発展させるためには、基礎研究についても今まで以上に力を入れなければ生き残つていけない、こういうふうな考へておりますので、基礎研究についても拡充してまいりたいと思つております。

○伏見康治君 ありがとうございます。郵政大臣の方にお伺ひいたしたいんですけれども、郵政省としては今後の通研に対してどういふことを期待しておられるのか。それを伺ひたい一つの理由は、電気通信振興機構といふものをおつくりになるという御意向があるように伺つております。また国会には提出されておりますが、それは多分いろいろな目的があると思ひますが、その中の一つは、基礎研究の研究所をつくりたいという御意向だと思ひますが、通研の今の話とそれから郵政省の方の新しい機構の研究といふものとはどういふ関係になるんでしようか。

○國務大臣(左藤憲君) 新しい会社においては、民営後も引き続き今お話をいたしましたように研究開発は推進されていくものと我々も期待いたしておりますけれども、どうしても基礎研究といふことにつきましてはお話のようにリスクが高くなります。そしてまた、研究に長期間を要する問題もございまして、商業ベースに乗りがたいというふうないろいろな問題がある。それがまた基礎研究だろ、このように思ひます。基礎研究があつて

初めてまた応用開発研究というものが進んでいくわけでございますけれども、そうした問題について新しく新会社におきましては、民間企業ということにもなりますので、そうしたものに過度の役割を求めるということは無理ではなからうか。そういう意味で、国の責任ということでそうした基礎研究をする場をつくって進めていきたい、このように考えておるところでございます。

その一つの考え方といたしまして、電気通信振興機構というようなものができれば、そこからの資金でもってそうしたものをやっていたい、こういうことを念願しているところでございます。

○伏見康治君 水道はたくさんある方がたくさん水が出てよろしいわけで、研究所もたくさんおつくりになる方がよいとは思ふんですけれども、逆効果ということもあり得るわけでして、つまり基礎研究は新しくつくられる振興機構の方にいわばお任せしてしまつて、新電力の方の通研さんは基礎研究は安心してそちらにお任せしてしまつて、自分たちの方は専ら目先のことばかりやるという傾向がもしあらわれるとすると、それは非常にまずい結果になるのではないかと思ふんでございます。

それで、もし新しい振興機構ができるにしても、日常現実の課題に追い回されている通研の方の仕事というものと、本当の基礎研究をやる方々との間の有機的な連絡というものを図りにならなければ、本当の意味での御希望の線にはなかなかならないのではないかと私はひそかに心配いたします。その先のやり方について、ひとつ慎重にいろいろと考慮をめぐらしていただきたいと思ひます。

ところで、これも郵政大臣に伺いますが、今後の法律の第二条には、いわば研究的なことをしっかりやれということがあるのでございまして、大変結構だと思ふんですが、そのことを実際に裏づけるような項目というものは余り含まれていないようですが、これの二十一ページのところに、第九条の7という項目のところに、何か研究に使う

お金に対する税制上の特例みたいなことに関するお話が書いてございます。その中に、五十九年四月一日を含む事業年度の試験研究費の額というものを基準にしてお考えになつていて、それを超える分については取り扱いが変わってくるというふうに書いてございまして、つまり五十九年度の研究費というものが一つの尺度になつて、その尺度を超えたものは余り保護されない、それ以下は研究費という形で保護されるというふうに理解を私はしたのでございますけれども、そういう理解でよろしいんでしょうか。

○政府委員(澤田茂生君) 会社法の附則の第九条第七項というものでございまして、これは試験研究費の額が基準年度のものを超えた場合に、その超過額の二〇%を税額控除できる、こういう一般の法人に対する法人税の研究促進というための特例がございまして、その特例を新会社にも受けさせることができるようにしようという規定でございまして、その場合の基準年度というものを何に置くか、新会社でございまして、今までの過去の実績というのがございせん。したがって、それを公社の最終年度としての五十九年度の額を基準年度として、以降それ以上上回るものについての二〇%の税額控除という研究助成のための特例措置というものを講じていこう、こういう規定を追加をしているということでございます。

○伏見康治君 補足的に伺いますが、その基準というものは年がたつても変わらないものなんですか、何年かたつても。

○政府委員(澤田茂生君) 基準年度と申しますのは過去における一番研究開発費の額の高いもので、これを基準年度にするということでございますので、五十九年度を基準年度ととりあえずいたしておりますけれども、それより高いものがあればその年度のものが基準年度になる、こういう仕組みが民間会社について一般的に適用されておりました、新会社についてもそういう形で適用されるものというふうに理解をいたしております。

○伏見康治君 私のあるいは心配は杞憂であつたかとも思ふんですが、先ほど真藤総裁が言われたように、今通研は規模をどんどん拡大しておられるわけですね。今年度で百人ふやし、その前年度も七千人ぐらいつふえておられるわけで、恐らくその傾向はこしはらく続くのだらうと思ふんです。どんどん研究所としての規模が拡大されていくと思ひます。したがつて、お使いになる研究費も年々ふえていくのじゃないかと思ふんですが、それをある時点の基準で抑えるようなことがあつたとするというと、私は非常にぐあいが悪いのではないかとこの感じを受けたんでございまして、あるいは杞憂であつたかもしれせん。

通産大臣に伺つていただいていると思ふんでございますが、この郵政の弱電に対して通産の方は強電のことをなすつておられるわけでして、電力会社を監督しておられるわけですが、九電力がつくつてくる電力中央研究所というのがございまして、私の伺いますところでは、その電力中央研究所の研究費というものは、何か自動的に決まらうと、余り苦勞しなくても研究費が集められるように何つていらっしゃるんですが、その辺のことをちょっと教えていただきたいと思ひます。

○政府委員(柴田益男君) 電力中央研究所は今財団法人形態になつておりまして、先生御指摘のとおり、九電力の中核的な研究所になつております。その財源につきましては、販売電力料の千分の二を自動的に拠出するというところでございまして、昨年度で見ますと、約二百三十億円研究費に使つておられるところでございまして。

○伏見康治君 電力中央研究所が非常にいい成績を上げておられるかどうかは実はよく知らないんですが、けれども、一方のことはしているのだと思ふんですが、何か今言われたように、売り上げの千分の二というものが自動的に入つてくる、といったような仕掛けは、松永安左エ門さんが考えたのでしようか、非常にうまい仕組みじゃないかと私は思つておられるんですが、そういうことは通信研究所の場合にはお考えになりませんか、どうですか。

○説明員(山口開生君) 私の理解では、ただいまの電力関係のは、電力各会社から中央にあります電力中研の方の研究の納付金といひますか、そういったお金だと思つておられますが、今回の電力公社の経営形態変更は、そういった各地方に組織が分割されるわけではなくて日本電電公社一本のままで新会社に移るわけでございます。したがって、これまで研究費を何%で各地方から取るとか、そういったことにはならないと思ひます。会社一本として、先ほど総裁が申しましたように、五十九年度ですと二・六%ぐらいいまできておりますが、外国あるいは日本の大企業を見ましても五%とか六%とか、そういった研究開発費を出しておるわけですが、したがって、新会社全体として、これはまた数%まで出すべきかどうかということとは別の意思決定があるかと思ひますが、一本として出すことになりまして、そのようなことの心配はないと思つております。

○伏見康治君 ただいまは質問の趣旨とちよつと違つてしまつたんですが、その何%という数字を早目に高いところを決めておくことはできないかという意味なんでありまして、つまり、その都度その都度パーセンテージが変動するんじゃないかと、あらかじめ要するに新電力の経営活動の規模に応じて、何かパーセンテージが決まるというような仕組みは考えられないかということでございます。

○説明員(山口開生君) あらかじめこれを四%とか五%とかという数字を決めることについては、恐らくケース・バイ・ケースだと思ひますが、やはりその年度あるいはある期間の間に特に大型のプロジェクトを開発しなければいけないとか、例えば衛星問題などは特にそうなんですけれども、そういった場合においては、そのとき、その年に突出した研究開発費を要する場合もあると思ひます。したがって、そういうことを考えますと、私どもはこれから先に研究開発費がふえこそすれ減ることはない、こういうふうに考えてお

ります。

○伏見康治君 最後に、世田谷の火事で非常にシステムが脆弱である面を露呈したと思うんですが、日本の電話は非常に立派にできていると私は思うんです。先年、インドのニューデリーへ行つて、空港へおられたところが迎えの人が来ていないので電話をかけたと思ひましたら、空港の公衆電話は、片々端から試したんですけれども、全部壊れているわけです。最後に、しようがないのでインフォメーションセンターというところに行つて、その事務局が使っている電話を利用させていただいてようやく迎えの人に来てもらったというふうな経験がございます。相手がインドでは余り皆さん感心なさらないでしょうけれども、ロンドンに行きましても相当程度公衆電話の壊れつぱな状態になっているのを経験しておるわけでございます。その経験から申しますと、日本の電話は大変よく故障なしに運転していると思ひます。その立派なものが、しかしこの間の世田谷の火事のような大事故を内蔵しているということですが、これに対して、どう御計画でそれに対処なさるおつもりであるかということだけを伺つて、おしまいにいたしたいと思ひます。

○説明員(福富義治郎君) お答えします。

このたびの世田谷の火災は、非常に多くの方々に御迷惑をおかけし、大変な災害になったことを深く反省しているところでございます。

従来から、防災計画につきましては、幾たびの地震とかそういうことがございまして、災害時における通信の確保とか防災の計画を組んできていたわけでございます。そういうことで、信頼性の向上という意味からいいますと、災害に強い信頼性の高い通信設備を建設したいということと、都市間の相互の通信が途絶したり麻痺しないように、伝送路を多ルートといひまして、有線、無線、多くのルートを設けて市外局間をつなぐ、あるいはまた市外局自体も東京を前橋、甲府に分散するというような形で信頼性の向上を図つてきたところでございます。また、通信が全く災害で途絶するというような事態に對しましては、孤立防止用の無線機の配備あるいはまた衛星等によります通信、移動衛星局と申しますか、そういうものを持つてまいりました。全面的に途絶することのないような手段を確保し、さらにまた、できるだけ早く復旧するように移動用の電話局装置あるいは電源車等を配備していただくわけでございますが、今回に至るまで洞道にこれほど大きな災害があるということが実を言いますと非常に落ちたいたわけでございます。早速洞道内の火災事故対策委員会を設置いたしまして検討を開始したところでございますが、早速実験用の洞道を建設いたしました。その中でケーブルの燃え方、難燃効果あるいは消火設備の効果等につきまして実験に早速着手したところでございます。

それと、さしあたりできることから早急に始めることといたしまして、五十九年度中には、まずケーブルの接続工事では火気を必要としない機械的な接続方法というものを早急に取入れたい、あるいは洞道のケーブルの要所に難燃化工事を実施する、洞道の管理システムの導入、防災壁の設置等を至急実施することとし、既に着手しております。また、今年度中には、先ほど申しました洞道内の消火実験結果を踏まえて委員会の検討を終え、それらの事項につきましては六十年度中に全国的に導入を進めてまいりたいと思っております。それらの詳細につきましては今実験中で、その実験結果を早急に導入したいと思ひ、こう思つておるところでございます。

○内藤功君 私は内閣委員といたしまして、また電電公社の民営化を内容とする本法案に反対の立場からいたしまして質問をいたしたいと思ひます。

まず、こういう点をお聞きしたいんですが、米軍の三沢基地における住宅建設に伴います電話の設置について、電電公社並びに防衛施設庁当局にお尋ねをしてみたいと思ひます。

ますと、三沢基地に関する予算が百五十三億二千四百万円組まれております。その中には、F16戦闘機機の配備に伴う米軍家族のための住宅といひまして二百四十戸の住宅を建設してやるという趣旨であります。まず最初に、この住宅建設の戸数並びにその総費用はどれぐらいでございますか。

また関連をしまして、そのうち住宅建設に伴う附帯工事の費用、特に電話の設置費用はどのくらいになりますか。また関連をして、最近五カ年間の三沢基地におきますいわゆる思いやり予算によって米軍用住宅が建設されましたが、その戸数はどのくらいですか。

以上、数字の点がございしますが、明確な御答弁をいただきたいと思ひます。

○説明員(小澤健二君) 今、先生からの御質問にお答えさせていただきます。

昭和六十年度の概算要求におきまして、F16三沢配備に伴う昭和六十年度に概算要求をしております提供施設整備の内容につきましては、家族住宅二百四十戸、それからあと倉庫、消防署、厚生施設等建設を、およそ百五十三億二千四百万円要求しております。また、F16配備関係以外の昭和六十年度の概算要求ということで提供施設整備の中で隊舎二棟、それから汚水処理施設などの建設費を十三億六千九百九十九万円要求しております。したがって、三沢飛行場におきます提供施設整備の計画でございますが、昭和六十年度の概算要求額総額といたしましては百六十六億九千九百九十九万円でございます。

それで、今二百四十戸の金額などの御質問がございましたので、現在これは大蔵省の方に概算要求ということで財政当局の査定を受けておるということと、ひとつ二百四十戸の金額というのについては御勘弁いただきたいと思ひます。

それから、電話施設についても附帯工事について、同じく当初概算要求金額の中に入っておりますが、個々のものについて現在いろいろ査定を受けておる段階でございますので、ひとつ勘弁

していただきたいと存じます。

それから、今まで三沢飛行場におきまして五十四年度から今日までどれぐらいたったかという御質問でございますが、昭和五十四年度におきましては、今まで工事をいたしましたのは隊舎二棟でございます。これは金額といたしまして七億一千八百万、それから昭和五十五年度におきましては家族住宅七十二戸、これは十三億八千八百万、それから隊舎一棟を建てております。これが十六億三千八百万、それから五十六年度は家族住宅七十六戸、三十六億三百万でございます。それから五十七年度にまいります家族住宅四十八戸、二十九億一千六百万、それから隊舎三棟、五億二百万でございます。それから五十八年度におきましては隊舎が三棟、これが十七億九千一百万、合計いたしますと住宅が百九十六戸、八十九億九千四百百万、隊舎が九棟、五十三億九千九百九十九万円とになっております。

以上でございます。

○内藤功君 一部数字の出ないところがあつて甚だ遺憾であります。今の答弁で、とにかく家族住宅の附帯工事の中に電話が入っていることはお認めになりました。

それではこういうふうに関きましよう。電電公社の方にお伺いいたしますが、一般国民が電話番号をもらうために最初の申し込みに必要な架設費あるいは加入費は幾らになりますか。また、我々のような一般個人と法人とは金額が違いますか。

○説明員(草加英資君) 一般加入電話をお申し込みいただいた場合には設備料八万円、加入料八万円、八万八千円をいただきます。架設いたしております。

○内藤功君 そうしますと、計算上、この三沢基地関係の住宅用設置の電話の費用は一千九百四十万という計算に相なるわけでありまして、電電公社にお尋ねしますが、この架設費用等は公社といたしましてはどこからいただくのですか。それとも一切これは無料、いわゆる出血サー

ビスということに相なっているのか、明確にお答えいただきたい。

○説明員(草加英資君) お答えいたします。

三沢米軍基地の住宅にかかります加入電話の申し込みにつきまして、現在私どもでは申し込みを受けておられない状態でございます。したがって、この申し込みがこれから出されるかということにつきましては、私どもは今把握しておられない段階でございます。

○内藤功君 申し込みという具体的な行為はないけれども、おのずからこれはわかるわけです。これは我が国の財政から支出されることは明らかです。私は今の問答を通して、国の財政は大幅な赤字だということを言われておる、赤字国債を発行しておる、それが三〇%に及んでいる。しかも、米軍住宅の方は無償で、しかも電話までいわゆる思いやり予算で設置をしておる、こういうことがはつきりしたと思うのであります。私は、こういう政治姿勢が許されない現状だと思います。政府がやっぱり責任を持って、アメリカに対する思いやりの名をもってするこういう支出というものはやはり改めて、思い切った見直しをしていくということが求められていると思うんです。こう申しますと、たかが住宅の電話ぐらいとおっしゃる方がいるかもしれませんが、先般の逗子の市長の選挙を見ても、あれは米軍の住宅というものを日本の国の予算で建て、一方では住宅に困っている人がたくさんいると、こういう問題がやはりあるという結果になっていると私は理解をするのであります。

この点は、郵政大臣は防衛庁長官ではありませんから特に私は強いて答弁は求めませんけれども、国務大臣の一人として深くお考えになることがあってしかるべきだと思うのであります。お考えがあればお述べいただきたいと思っております。——では、次の機会にこれは改めて追及することにいたします。

それでは、施設庁にお願いします。

○説明員(小澤健二君) 今先生、整備で全部電話

機までつけておるといってお話でございますが、三沢飛行場におきまして現在計画いたしております住宅ということ、関連で、電話線でございますね、配線だけをやっておいて、電話機の機具というようなものは今までこれを日本政府において負担してつけたという事実はございませんので、ひとつよろしくお願いします。

○内藤功君 大局において違いのないことだと思うのであります。

次に、私は通信衛星の運用についてお尋ねをいたしたいと思っております。

昭和四十四年に設立をされた宇宙開発事業団法第一条におきまして平和目的が明記をされております。また、同事業団発足を前に行われた国会決議におきましても平和目的、これは私の理解では即非軍事利用でありますが、に限るとされている点は御承知のとおりだと思います。これまで衆参の本会議、または委員会におきますこの決議に関する質疑はたびたび行われております。郵政大臣といたしましては、いわゆるこの衛星の平和利用、非軍事的利用の決議に関しましては、職責柄十分御認識をお持ちだと思いますが、まずこの点を確認をさせていただきたいと思っております。御承知なさっておりますね。

○国務大臣(左藤恵君) 国会の御決議ということはいずれもよく理解をいたしておりますし、またさうしたことを尊重していかなければならないということは申し上げるまでもございません。

ただ、今お話を点につきまして、通信衛星というものの性格から見て、軍事とか非軍事とかいろいろなお話がございますけれども、私は、例えば公衆電気通信法というのによつて、そこに利用者において差別なく、一般の活動につきまして利用することについては、それが軍事、非軍事とかいうふうなことは関係なくやはり利用されるものであろうと、このように考えます。

○内藤功君 大分先回りして答弁をされたようですが、まずその差別とか何とか言う前に、この国会決議の平和利用というものに反している場合

にはこれは許されないことなんですね。これははっきりさせておかなければなりませんね。うなずいておられるから、これはお認めになるわけですね。

そこで、大臣の答弁は、ちょっと私の次に聞こうとする質問に先に答えてしまっているわけですから、もう一回軌道に戻しまして、宇宙の軌道に戻しましてお尋ねをしたいと思っております。

自衛隊の通信衛星の利用について具体的に御尋ねしたい。この問題は、我が党の三浦衆議院議員あるいは佐藤昭夫参議院議員からもお尋ね申し上げております。

まず最初に公社にお尋ねいたしますが、現在千葉県館山市大石にある衛星監視制御信号送受信局におきます新たな新設工事についてお尋ねをいたします。

聞くとところによりますと、この大石局と硫黄島におきまして、ほぼ時間的に並行して通信衛星に関する工事が行われておりますようですが、これはいずれも自衛隊の通信回線のものと思うのですが、いつから工事をお始めになったか。その前に、いつから申し込みがあったか、いつ完成を目標にしていらつしやるのか、工事の目的、内容は概要どういふものか、明らかにしていただきたいと思っております。

○説明員(岩崎昇三君) お答え申し上げます。

先生のお申しになったとおり、私も現在硫黄島に関する通信回線の工事を実施しております。お申し込みは、防衛庁から本年の八月十日にいただいたしております。工事の着工でございますけれども、着工は十一月初旬に着工いたしました。一応、完成の目途というものを五十九年度末というふうに考えております。

なお、通信回線の中身でございますけれども、私も、お申し込みをいただいている回線の中身につきまして、どのお客様のものについても一般的に公開しないということにしております。防衛庁の方からお聞きいただければありがたいというふうに思っています。

○内藤功君 この点、防衛庁に。防衛庁来ておられますか。

○説明員(大越康弘君) お答えいたします。

硫黄島に所在します自衛隊の部隊の任務の円滑な遂行及び隊員の福利厚生のため所要の通信を行う必要がありまして、現在これを短波で通信をしているため、電離層の状況等によりましてはうまく通じないということもありまして非常に不安定でございますので、確実、安定な通信ができるよう、公衆電気通信業務の提供のための通信回線の設定をお願いしたところでございます。

○内藤功君 防衛庁に確認しますが、八月十日に申し込みをされたという事実は間違いないですね。

その確認と、もう一つは、黒電話、一般電話、これが何本で、専用回線は何本申し込まれたのか、この点を具体的に御答えいただきたい。

○説明員(大越康弘君) お答えいたします。

本年の八月十日に電電公社の方に申し込みを行いました。

通信回線の数でございますが、加入電話は四回線、専用回線は十四回線でございます。そのほか、公衆電話を三本ほどお願いしてございます。

○内藤功君 そこで郵政大臣にお伺いいたしますが、今お聞きのとおり、防衛庁は、電電公社に対して一般電話、専用回線の加入を申請した、公社はそれに応じて工事に取りかかっていると。私はこのことに疑問を感じるわけなんです。

先ほど大臣は、国会の平和利用の決議というものは尊重する、また承知しておると、こういう御答弁がありました。が、そうであるならば、私が先ほど紹介しました、国会の衆参の委員会などでたびたびこの点は問題になっておりまして、その都度、例えば前郵政大臣の奥田大臣は、「国会決議の解釈は国会で決められる」、「本件が目下議院運営委員会に検討中で推移しているということも承知」をしていると。これは、ことしの五月十日の衆議院内閣委員会での奥田前郵政相の答弁でありますね。それから、自衛隊の衛星利用は「国会決

議までつけておるといってお話でございますが、三沢飛行場におきまして現在計画いたしております住宅ということ、関連で、電話線でございますね、配線だけをやっておいて、電話機の機具というようなものは今までこれを日本政府において負担してつけたという事実はございませんので、ひとつよろしくお願いします。

○内藤功君 大局において違いのないことだと思うのであります。

次に、私は通信衛星の運用についてお尋ねをいたしたいと思っております。

昭和四十四年に設立をされた宇宙開発事業団法第一条におきまして平和目的が明記をされております。また、同事業団発足を前に行われた国会決議におきましても平和目的、これは私の理解では即非軍事利用でありますが、に限るとされている点は御承知のとおりだと思います。これまで衆参の本会議、または委員会におきますこの決議に関する質疑はたびたび行われております。郵政大臣といたしましては、いわゆるこの衛星の平和利用、非軍事的利用の決議に関しましては、職責柄十分御認識をお持ちだと思いますが、まずこの点を確認をさせていただきたいと思っております。御承知なさっておりますね。

○国務大臣(左藤恵君) 国会の御決議ということはいずれもよく理解をいたしておりますし、またさうしたことを尊重していかなければならないということは申し上げるまでもございません。

ただ、今お話を点につきまして、通信衛星というものの性格から見て、軍事とか非軍事とかいろいろなお話がございますけれども、私は、例えば公衆電気通信法というのによつて、そこに利用者において差別なく、一般の活動につきまして利用することについては、それが軍事、非軍事とかいうふうなことは関係なくやはり利用されるものであろうと、このように考えます。

○内藤功君 大分先回りして答弁をされたようですが、まずその差別とか何とか言う前に、この国会決議の平和利用というものに反している場合

にはこれは許されないことなんですね。これははっきりさせておかなければなりませんね。うなずいておられるから、これはお認めになるわけですね。

そこで、大臣の答弁は、ちょっと私の次に聞こうとする質問に先に答えてしまっているわけですから、もう一回軌道に戻しまして、宇宙の軌道に戻しましてお尋ねをしたいと思っております。

自衛隊の通信衛星の利用について具体的に御尋ねしたい。この問題は、我が党の三浦衆議院議員あるいは佐藤昭夫参議院議員からもお尋ね申し上げております。

まず最初に公社にお尋ねいたしますが、現在千葉県館山市大石にある衛星監視制御信号送受信局におきます新たな新設工事についてお尋ねをいたします。

聞くとところによりますと、この大石局と硫黄島におきまして、ほぼ時間的に並行して通信衛星に関する工事が行われておりますようですが、これはいずれも自衛隊の通信回線のものと思うのですが、いつから工事をお始めになったか。その前に、いつから申し込みがあったか、いつ完成を目標にしていらつしやるのか、工事の目的、内容は概要どういふものか、明らかにしていただきたいと思っております。

○説明員(岩崎昇三君) お答え申し上げます。

先生のお申しになったとおり、私も現在硫黄島に関する通信回線の工事を実施しております。お申し込みは、防衛庁から本年の八月十日にいただいたしております。工事の着工でございますけれども、着工は十一月初旬に着工いたしました。一応、完成の目途というものを五十九年度末というふうに考えております。

なお、通信回線の中身でございますけれども、私も、お申し込みをいただいている回線の中身につきまして、どのお客様のものについても一般的に公開しないということにしております。防衛庁の方からお聞きいただければありがたいというふうに思っています。

議に違反じゃないかという形で今現在ペンディングになっておるわけですから、その扱いの推移を見守りながら対応したいということはいんじやないでしょうか、尊重して推移を見守っていくという通じですか。」と。これは、ことしの四月六日の通信委員会での我が党の佐藤議員に対する答弁です。私、これを調べてこへ持つてきたんですが、こういうふうな答えておられるんです。つまり、衆議院議院運営委員会にこの解釈などについてペンディングになっていた、お預けになっていたと、前大臣の答弁でこまでは争えないんです。にもかかわらず、電電公社にこの時期に工事を、一方的な解釈と言っているんですね、それに立って実行させたということは、私はこの決議、その解釈が国会の議院運営委員会とこの決議話し合っている、話し合つてまだ結論が出ないという段階で強行することは、これは国会決議の尊重という点から見ていかなるものであろうか。これはひとつ、あなたも衆議院議員でいらつしやいますから、国会決議というものは何よりも尊重しなきゃならないという立場から見ても、これは非常に問題があると思ふでございします。私、今ここでまず解釈を、非軍事、軍事の解釈じゃないんです、その前の問題として申し上げているわけですよ。これは一体どこかでもって、衆議院の議院運営委員会にかかっているんじゃないか、いやこの解釈は別としてこれじゃいかにいかに決めてやつたようなことがあるんですか。あるいは郵政大臣の腹でもって、これではいかにいかに決めたというふうなこともあるんですか。それがなきや、これは国会無視ということになるのじゃないんですか。国会無視ということになるのじゃないんですか。私はこの点で疑問を感じるわけなんです。国民のためにやれやれ電電公社の供給をして公共的なお仕事をしておる公社、それを監督されるのが郵政大臣でございしますから、こういう国会決議の尊重は非常に僕は重視するがゆえに、今の点を強く疑問に思ふんですが、どう

いうふうにお答えになりますか。
○政府委員(澤田茂生君) 電電公社の業務といったしましては、申し込みがございました場合には、これは差別をしたりとか拒絶するというようなことはできないということになっているわけでございます。現在CS2を用いて公衆電気通信業務というものをやるといふこと自体は、これはまさに公社の業務の一端でございまして、その業務の一端を遂行する上で法律にのっとり業務を遂行して、申し込みがあった者に対してこれに対処するということでございます。国会の決議は国会の決議として私どもは当然尊重すべきものと、この点についてはいささかも私どもも疑念を挟むものではございません。しかし、実際の業務の執行という点になりますれば、法律もこれはまた守らなければならぬというのが私どもの立場でございます。
〔委員長退席、通信委員会理事片山甚市君着席〕
いずれも国会でお決めたものでございまして、その間に矛盾することはなからうというふうにも私どもは理解をいたしております。国会でもそういうことについて御判断をいろいろおやりになつて、これからやろうとしておられる、お預かりになつていただいているということも承知をいたしておりますけれども、その御判断が出るまで、私どもとすればこれは相矛盾するものではない。同じ国会でお決めたものだもの。そして、私どもは業務を執行するに当たりましては法律に、これに基づいてやつていかなければならぬ立場にあるということでございます。そのように業務というものを取り進んでいる、こういうふうな御理解をいただきたいと思います。
○内藤功君 ところが矛盾するんですね、その答弁では、結局、平和利用の決議に反しているものと、これはもう認めるわけにいかないんです。平和利用の決議に反しているものと反してないものとの間にはこれは平等、公平はないんですよ。これはないんです。そうすると、じゃ平和利

用決議に反しているかどうかという問題に戻すと、さつき防衛庁通信課長が言われましたように、硫黄島に駐屯する部隊の任務遂行のためというのをこの通信回線の目的のしよばなにおつちやつた。僕はそれとおりだと思ひます。任務遂行、これはまさに軍事目的じゃないですか、これは六月の二十八日に内閣委員会の各位と一緒に硫黄島基地に委員会から派遣されて調査に行つてまいりました。ここには部隊、海上自衛隊、航空自衛隊がおつて、全部資料をもらつてきました。全島これ自衛隊の基地であります。島民が帰りたいと言つても帰らせないんです。帰れないんです。自衛隊以外の人は、みんな自衛隊の仕事をする人ばかりなんです。この任務遂行のためにやる通信回線というのは、まさに軍事じゃないんですか。それとも、軍事の中にも許される軍事と許されない軍事があるとも言ふんですか。このところはもうはっきりして思ふんです。どういふふうにお答えになりますか、その点は。
○政府委員(澤田茂生君) 公社がこの回線というものを設置する、そしてその目的は公衆電気通信業務を行うということでございます。公衆電気通信業務を行うために衛星を利用するということでございます。これは軍事とかなんだとかいふものには全くかわりがないものだと、こういうふうな理解をいたしております。
○内藤功君 これじゃ、もう全然答弁になりません。私は、この自衛隊の部隊が具体的にどういふふうなことにいるか。今訓練基地だけれども、これは十一月十三日の新聞、トップ記事ですけれども、将来これは本格作戦基地に持つていくと。ますます軍事の色彩が強くなります。薄まるんじやなくて強まるんですね。こういう記事もはつきり出ている。これが軍事でなくて何ですか。どうしてこれが非軍事利用か。これは郵政省だけ責めるのは酷な気がするが、大臣はどうお考えになりますか。大臣、お考えないですか。あなたの答弁、同じじゃないですか。

○政府委員(澤田茂生君) 同じ答弁を繰り返させていただくことにならうかと思ひますが、公衆通信業務として衛星を利用しているということでございます。この限りにおきまして、これはまさに公社の業務というものは軍事的利用というものは私どもは関係のないことだといふふうな考えでおるところでございます。先生の御指摘には当たらないものといふふうな理解をいたしております。
○内藤功君 あなたの答弁の方が失礼ですが当たります。これは繰り返してまいりますから、何回繰り返しても局長の答弁はそれだけです、大臣からお答えなさい。お答えないですか。
○国務大臣(左藤恵君) 私も公衆電気通信というものをお預りする立場からは、公衆電気通信法という法律に基づいてみんな公平なサービスをしななければならぬ、こういうふうな考えを有つております。そして、その公衆電気通信を行うための通信衛星を利用するといふふうな理解をいたしております。
○内藤功君 全然納得できません。これは幾らでも資料がありますから、硫黄島の部隊がどういふ部隊かということ、私時間があれば幾らでも読み上げてやりますけれども、よく勉強していただきたいと思ふんです。これは、また、予算委員会その他でもお聞きしなければいけない問題だと思ひます。
最後に、私は各位からも御質問がありました。東京世田谷のケーブル火災問題につきまして、ぜひともお聞きしておきたい問題があります。私も現地に調査に入り、また電電公社、郵政省に直接伺ひましていろいろお願ひ申し上げたんですが、まず公社並びに郵政省は本件のケーブル火災の被害総額を幾らと見積もっているか、これを伺ひたいんです。
○説明員(福富禮治郎君) 私どもの受けた被害総額は約十億円と推定しております。
○内藤功君 私の質問が簡単だったんで誤解されているかもしれませんが、つまり電電公社の受け

た被害じゃないんです、私の聞いたのは。これによる一般住民の、世田谷区、目黒区を中心とする、あそこでもって中華そば屋をやっている人が出前が来なくて本当に困った。ガス修理業の人が本当に十日間で四十万も損をした。もういっぱい私、材料をここにもらってありますよ。そういう方の被害を、住民の、利用者の被害を幾らと見ておるか、こういう質問なんですがね。これが十億円ですか。

○説明員(神林留雄君) お答えいたします。

私も、先生も御存じかと思いますが、今回の世田谷の皆様方に御迷惑をかけたことに伴ういわゆる損害賠償、この扱いにつきましては、法の建前どおりいきますと住民、お客様から御請求をいただいてこのぐらいいく被害をこうむったからこれだけ賠償してくれと、こういうのをいただきます。それに従いまして法律の規定、これは百九条でございますけれども、五日間以上の場合五倍を限度としてお払いする、こういう法の仕組みでございます。しかし、今回これを最大限に私どももお客様のお手数を煩わさないということを頭に置きまして、特に手続面では一切そういう、私どもお回りしてお聞きしたりはいたしたけれども、全体的には特に損害金額ということをとらな

いで、法の最高規定の被害掛ける五倍という格好でいたすことにいたしましたので、結論を申し上げますと、一々申し立ていただいておりませんので、住民の方々がどれだけいば被害といいますが、得べかりし利益といえますか、こういったものをこうむられたかという点は特に把握する資料がございませんので、どのくらいか、ちよっとお答えすることは難しいと思います。

○内藤功君 これだけの事故ですから、これは調べる方法は区役所に頼むいろいろな方法があると思うんです、幾らでもね。被害額を真剣に知ろうとしないということについては、やはりこれは十分反省あつてしかるべきものと私は思うんですね。

次に、融資の問題ですが、大臣は閣議で関係各

当局に緊急のつなぎ融資を要請したと。さらに国会の答弁を拝見し、また私が本社へ行って関係の方にいろいろお聞きしましたところ、さらにもう一度いろんなつなぎ融資をということで関係方面に言われたといいますが、どういうふうなこの点努力をされたか、またされるおつもりか。私も現場の世田谷区長その他に会いまして、一番今、現場の人として困っていることは何かと聞きますと、これは業者救済だ。特に融資それから補償額あるいは税金の減免という問題だということを強調しておりますが、この点どういう努力をされたか、この点を伺います。

○國務大臣(左藤恵君) 今回の事件は、大変そうした被害を受けた方にお気の毒な申しわけのない事件であつたということでございますが、十一月の二十日の閣議で関係の省庁の御協力を要請いたしました。今御指摘のとおりでございます。

〔委員長代理片山基市君退席、委員長着席〕その具体的な方法といたしまして中小企業庁あるいは東京国税局、そしてまたちろん都、区、そういった地方公共団体、それから国民金融公庫とか中小企業金融公庫とか、そうしたところで何か特別融資というふうな形のものをお願いできないかということについて協力方を要請したわけでございます。災害としての特別措置を適用するということが非常に難しい問題があるようでございます。被害の態様が非常に様々で、非常に複雑な問題がありますので、そうしたことについて被害を受けた方から個別的な申し出があればその相談に応じたいという気持ちで皆様方持っていた

いただきますけれども、例えば激甚災害の適用とかいふような形のはなかなかできないというふうな各団体の御意見でございました。しかし、我々としては、今申しましたようなことで適切な救済措置が講じられるように御要請を申し上げたところでございます。

○内藤功君 ところで災害に対する被害補償の問題ですが、これは毎度言われているように基本料

金の日数分、最高で五倍、大体平均で三千円ぐらいにしかならぬそうですね。この金額の不合理的なことは、もう多くの方が指摘しているとおりです。我々は反対ですけれども、これから民営を目指すとしていろいろ動きをやっておられる。こういうふうな民営になった場合に、もつこの住民に対するサービスというものは弱くなつてくるんじゃないのか。今、国会の相当厳しい監督のある公社の時代でおこうだ、民営になったらもつこのじやないかという声も私は聞いておるんです。ここあたりは、現在の問題のみならず将来に向けてこれらの規定についてはどういうふうな考えていくか、見直し、改正という点についてはどんな努力をしているのか、あるいは何もしてないのかという点をお聞きしたい。

○國務大臣(左藤恵君) 細部につきましては局長から御答弁申し上げると思ひますけれども、基本的な問題といたしまして、現在の公衆電気通信法というものが公社発足以来ずっとその形で参つておりますということで、今お話しした点につきましていろいろ問題があるということは御指摘のとおりでございます。しかし、新しい会社になりました場合には、この公衆電気通信法というものがなくなつてしまふ。そして、今度の形といたしましては契約約款によつて、それを郵政大臣が認可することによりまして、そして新電気公社とそれからお客様との間のそうした関係というものが規制されることになりまして、その契約約款が提出された段階におきまして我々は十分検討をさせていただきます。補償の形がどういふふうにあるべきかということについて今から勉強いたしておきまして、そしてその段階におきまして適切な方法に持っていきたいと、このように考えておるところでございます。

○内藤功君 これは利用者の立場を考へるならば、この現行規定の見直しはもう当然必至だと思いますね、制定時から多くの日数がたつていますから。このことを強く要望しておきたいと思ひます。

思ひます。

ところで、時間が余らないということなので最後の質問になるかと思ひますが、私は今の公社制度のもとで曲がりなりにも、不十分にも国会と国民の非常に直接的な監督下に、私は通信委員の専門ではありませんから素人論になるかもしれませんが、置かれてきたと思ひます。ところが、民営になった場合に、例えば日本の企業、特に大企業ですね、それからアメリカの巨大企業、これらを通じてアメリカの軍事、政治の力というものがある。この日本の神経とも言うべき通信産業に参入、介入してくることはもう必至である。結局、日本国民の国会を通しての監督の力が弱まって、この営利第一主義の日本の大企業が参入してくる、さらにその後ろにはアメリカの軍事、政治当局も立っている、こういうおそれ私は非常に感じておるので心から憂へるんです。これがある人は通信の主権の問題と言つておるのは、私は共感できる問題だと思ひます。私は公社の現状というか枠はこのままにして、そして營々として職員の方々が築いてきた技術ですね、すぐれた技術者がいるわけですから、それから組織、人材というものを活用する。悪いところはもうどんどん直したらよろしい。それは直す。しかし、それは公社の枠でやっぱやうていくべきで、やれるんです。それから働く一線労働者の権利を守り、中間管理職、苦勞している人の意見を尊重してやる、そういうふうにしていけば何も民営に今する必要も理由もない。この動きは、今何日に採決なんというわけもある時期ですけれども、私は最後までこれははっきりと申し上げて議事録にはとめておかなくちやいかぬと思つて申し上げるわけなんです。しかも、八二年五月の臨調第四部会の報告で、まさに突如この民営化が打ち出されたんでしよう。利用者、国民、働く職員、関連ある中小企業や下請の人の意見も十分聞いたと言えないでしよう。一方的な既成事実をつくつてきた。さっきどなたか委員の方がおっしゃったが、公共財産の侵奪だというのが私は決して言い過ぎ

○柄谷達一君 私たちが二十一世紀を展望したい。まして国家の存立と発展を図っていくためには、情報資源の生産流通、利用のための社会基盤としての電気通信、特にエレクトロニクス技術の技術

変わりましても、私どもの企業全体の日本の国内における立場、また国際的な技術面における立場ということを考えますと、民営化になったから競争の原理だけということを考えて、長い間研究し

電電会社が民営後も研究開発を推進するという
とで、また、そしてその成果を普及すべきである
ということと責務として規定した規定でございま
す。そういう意味におきまして、直接それの事

上げて、民間の企業と共同開発を行いまして電電公社で研究したものを実際の実用化に移す、こういうことをやっております。その過程で共同研究

開発というものがあつたわけでございまして、したがって新会社になりましては電電公社新会社は製造部門を持たないわけでございますので、従来と同様に共同研究開発は行つていくことにしております。

なお、その量につきましては、私どもがこれから研究開発というのは広く深く行うことが要請されますので、ますますふえていくというふうに考えております。

○柄谷道一君 新会社は、一方では、基礎的研究やその成果の普及という公共性を担つております。他方では、新規参入業者との競争を行うことが求められているわけでございます。このような状態の中で、研究開発の成果である特許等の公開に当たりまして、ロイヤリティーについていむの採算を考へれば、これを積極的に収入源にするという考へが浮かんできます。また、逆に普及というところに重点を置けば、これを低く抑えてより大きく成果の普及を図るという方向があるわけでございます。どちらの方向をとろうとされるのでございますか。

○説明員(山口開生君) 従来からも電電公社は研究開発いたしましたものの特許につきましてはこれを公開しておりますし、あるいは公開以外でも各種の学術会議あるいはシンポジウム等でこれを公開してまいりました。今後におきましても同じ過程をとるはずでございますし、その際におきまして対価につきましては、高いとか低いとかということよりも適正な価格で要望に応じたいと思っております。

○柄谷道一君 郵政大臣、郵政省は本年八月に「昭和六十年電氣通信政策の推進についての基本的考へ方」というのを発表しておられます。「ニューメディアの振興」「電氣通信技術開発の推進」「宇宙通信の開発、利用の推進」「放送の普及と多様化」「電波利用の助成、促進と周波数資源の開発」「国際化への対応」この六本が柱になっているわけですね。そこで、こうした六十年度の基本的考へ方を推進しようと思へば、これは長期

にわたつて安定的な多額の資金を必要とすることは否定できないと思つております。また、今後の競争体制下の電氣通信事業におきましては、基礎的技術の研究など民間によることが非常に難しい分野が生じてくる。また、直接または短期間で収益に結びつかない研究という分野も出てくる。

そこで、大臣は、それらのすべてを民間化された新会社に押しつけることが妥当かどうか、こういう考へ方に立つて生まれたのがいわゆる電氣通信振興機構の発想であろうと思つてございまして、これはまだ閣内においても意見の一致が見られていない問題でございますが、これ以外に発表された基本的考へ方というものを推進する、いわゆるこれは一つの方法及びときにお答えになりましたね。二つ三つの方法というのは、手持ちがあるんですか。

○国務大臣(左藤恵君) 今御指摘のような電氣通信の基礎技術というようなものを進めていく一つの方法といたしまして申し上げましたが、電氣通信振興機構という形で出資するということで、私どもの今の考へとしては財団法人電氣通信基礎技術研究所、仮称でございますが、そういうものを設置して産学官の共同研究とか、あるいは国際共同研究とか、そういうものを基礎技術について進めていきたい、こういうことも考へておるわけであります。その電氣通信振興機構につきましましては、御指摘のとおりまだ閣内で一致した意見がございませんし、これはまだ予算を編成する段階におきまして討議していききたいと思つておりますが、お金をどうしたところからこういうところに出していくかという問題で今議論をしておるところでございます。いづれにいたしましても我々といいたしましては、そういう基礎研究所を設置するというのがこの基礎技術を進めていく上での目的である。このように目的をいいますか、手段としては、これはひとつ私としてはどうしてもやっていただきたい、こういうことを念願しておるものでございます。

○柄谷道一君 私は、郵政省が打ち出している電氣通信振興機構をどうするかという問題については、例えばその目的は何か、どの程度の資金を必要とし、平年どの程度の運用利益を事業に充てようとしているのか、その内容が妥当であるのか、またその事業が貿易摩擦を生むおそれはないのか、さらに機構の業務の三本柱の一つである「基礎技術の研究」と、新電電公社が機構の出資を受けてつくる電氣通信基礎技術研究所の関係はどうなるのか、既存の電電研究所とかかわりは一休どう説明されるのか、また機構の行う業務の二つの柱である「地域振興」に関して、情報通信機能の東京への過度の集中がもたらす非常災害時の問題について具体的にどう対応していくのか、さらに電氣通信審議会の非常災害時の通信確保に関する報告書によりまして一兆五千億円の資金を必要とする、こううたわれておりますけれども、世田谷電話局洞火災に見られたように、高度情報社会の持つ脆弱性に対処するためにケーブルの全面的な不燃化対策、デュアルシステムの完成、これを考へれば膨大な資金を必要とするけれども、これとこの機構とかかわりはどうなるのか、さらに「国際社会への貢献」という第三の柱について一体どのような事業を行おうとしているのか、さらにはこの機構設置と行政改革の関連がどうなのか、多くの質問を私はしなければならぬわけでございます。それを見たと上で最終的な判断が行われるべきだと私は考へるのでございまして、本日は時間の関係で、そのすべてについて与えられた四十分で質問を行うことは不可能でございます。

改めての機会にこのことは質問したいと思つてございまして、ただ一点伺いたいことは、本法が高度情報社会への対応を目的とする、こううたわれている以上、私は郵政省がそのような発想を持っているとすれば、電電三法とともに機構も含めていわゆる電電四法としてセットして、国会に今後の電氣通信事業のあり方に対する方針を示すということが筋ではなからうか、こう思つてわけ

でございます。三法を出し、あとの問題はこれからというのではちよつと片手落ちではなからうかと思つてございまして、どうしてセットで出せなかったのか、率直にお答えいただきたいと思つております。

○政府委員(澤田茂生君) ただいま御提出をいたし御審議を承つております電電三法、これはまさにこれからの高度通信社会形成のための形づくりといつてもよろうかと思つております。私ども今いろいろ検討をし関係の向きと折衝をいたしております電氣通信振興機構等の構想につきましては、これはただいま御審議をいただいておりますその形づくりの三法と、むしろその中身と申しましうか、魂をつくるべき性格のものであらうというふうに思つておりました。提出の時期をいたしますれば、先生御指摘のように四法を一緒に出すというのが本筋であつたのかというふうに今反省をいたしているわけでございまして、しかし電氣通信の重要性というものを考へた場合に、一刻も早くこういつた形についての整へ方というものと同時に、魂を植へ込んでいく振興機構等の構想についても、できるだけ多くの御理解をいただきながら実現をさしてまいりたいということで目下努力をいたしているところでございますので、御理解を賜りたいと思つております。

○柄谷道一君 第四の法律が魂を入れるためである、こう言われるならば、今の三法は魂なき法案だと、こう逆に返つてくると思つております。

私はここで大蔵大臣にお伺いしたいんですけれども、大蔵大臣も、情報通信が我が国の経済社会発展の基礎であつて、情報通信分野における基礎的、先端的な電氣通信技術の研究開発が必要であるということについては御異論がないと思つてございまして、本年、五十九年一月三十一日の電氣通信審議会の答申にもそのことが強調されておりますし、三月十三日に経団連から出されました意見書にもそのことが強くうたわれております。また、今後新会社に移行した後も、この分野での研究開発能力が低下することは国益上も大きな問題

であるという認識も大蔵大臣お持ちだろうと思うのでございます。また、衆議院通信委員会も、このような趣旨に心がみまして、その附帯決議で「政府は、我が国の通信主権を守り、先端的な電気通信技術の開発を進め、国民経済、産業の発展に寄与し、国際競争力の強化に対応するものとする。」ということを政府に決議として求めているのでございます。

こうして考えてまいりますと、大蔵大臣は郵政省当局の今打ち出しておりますこの機構の新設について消極的な姿勢をとっておられると私は受けとめているわけでございますけれども、大蔵大臣としては一体どのような方策で財源を確保し、院の附帯決議の趣旨を生かしていくとお考えなのか、明らかにしていただきたいと思います。

○国務大臣(竹下登君) この院の附帯決議がございいますことも十分承知しております、それぞれ大蔵大臣もこれに対しては、以下述べた意見に対しては異議がないだろうという御指摘も全くそのとおりであります。ただ、これを予算の上でどうして考えるかということになりますと、まさに予算は国政全般の中であってそれぞれの調整、バランスをとりながら考えていかねばならぬという立場にございいます、あえてその機構そのものの問題でお答えしているわけではございませんが、したがって、それらの問題につきましては、私はそれだけの専門家でございまして、今日までに行われておりますこの現電電公社の研究所とか、そうしたものに對しては大変な評価が高いということも聞いております。それらが継続して基礎研究等々を行われることは最も好ましいことであるし、また科学技術会議等から見ますならば、そういうものも基礎研究こそは、まさに科学技術庁という意味でございまして、科学技術会議等が産官学の調整をやるべきだと、こういうような意見をお吐きになる人もございます。したがって、どの手法が一番いいかということを私に答えろと言われてもそれだけの能力の持ち合わせもございませんが、いわば基礎研究というものを、こ

れは電気通信によらず、もとより高度情報社会というものはなおそうでございますが、これの充実といふことには乏しい財源の中でも絶えず目を配っていくかなければならない問題であるというふうには考えております。

機構ということになりますと、これは今郵政大臣からもお答えがありましたように、予算折衝の段階で国民全体のために国益にいかんというところを中心にして議論していく一つのテーマではなからうかというふうに考えます。毎日私も勉強しなきゃならぬものですからいろいろな意見を聞きまして、中には、二十一世紀の高度情報社会を考えた場合、とても竹下大蔵大臣の能力でこれをさばくことはできぬじゃないかと、こういうことを言われる人もございいますし、また今意見としてお述べになりました問題点の中で、行政改革という問題から見ればいわば逆行するのではないかと、こういう意見の方もまたございいます。

財源ということになりますと、今言われておるのは、株式の三分の一を保有して云々ということになりますと、これは言ってみれば、私どもが政府統一見解の中でも申し上げておりますように、国民共有の財産として眺めた場合、それを特定化するごときはいかかろうか、という議論もまた出てくるでございましょう。したがって、純粹、財政当局から行革と特定化という問題から見れば適当ではないかと、こういう印象は持っておりますもの、それこそ専門家でありまして郵政大臣と非専門家でありまして私の間でも、これから論を詰めていかなきゃならぬことではなからうか。ただ、抽象的に理解していただく柄谷さんのおっしゃるというわけのこの分野における基礎研究の重要性などというものは、私もそのとおりではなからうかという認識は持つておるつもりであります。

○柄谷道一君 官房長官にお伺いいたしますが、財政当局もまた郵政当局も電電公社もいづれも、これはまた国会決議がございいますから、与野党とも二十一世紀を展望して高度情報社会時代に対応するために基礎的、先端的技術を一層促進してい

くことは極めて重要であるということは完全に意見が一致しているんですね。ところが、この電電新法が衆議院を通過いたしました五カ月でございまして、郵政のお考えも、大蔵のお考えもある、電電公社のお考えもある、さらには民間活力の利用という視点に立つ通産省の考え方もある。またどの道を歩むかということについては、五カ月たつても何ら明確にされていない。これが実態ですね。また先国会で、電電公社の株式売却収入や配当金はどう使われるか、これは基本的問題ではないかということ、しばしば衆議院通信委員会の審議がストップしたことも官房長官御承知であらうと思うのでございます。そして、それらの審議を踏まえて、我が党の主張も入れられまして、衆議院で株の売却に対する附帯決議というものがなされた。ところが、その附帯決議の読み取り方も同床異夢でございまして、財政当局は財政当局のような読み方をしておるし、郵政は郵政のような読み方をしておる。この基本問題について、なお五カ月を経過してその方針が明らかにされてない。私は、このような状態のまま五カ月を経過して今日に至るも政府としての明確な方針が打ち出せないというところは、審議をする我々の立場からすれば極めて遺憾であるとしか言

いようがないわけでございます。そこで、私はこの際、官房長官に統一見解を求めまして、まだ閣内の意見が一致してないわけですから答えようがないと思うんですね。そこで官房長官として、内閣の東ねとして、電気通信等の科学技術の推進についてどのような認識をお持ちであるのか、この点だけを官房長官に率直にお伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(藤波孝生君) 電気通信等に関しまして研究開発が非常に重要であるということにつきましては、今先生の御所論が展開されたところであります。あるというふうに思うわけでございまして、それぞ

るの段階でこの問題が取り上げられまして、その重要性が力説されてきておると、こういうふう

に思うわけでございます。政府のまとまった態度がなお決定していないではないかということにつきましては、考える立場、見る立場からいろいろ意見もあるものでございまして、それらがいろいろな角度から今論じられておるところでございまして、そういう意味では郵政省が概算要求の中で提案をしておる機構などもその一つであるかと、このように思うわけでございまして。通産省は通産省の考え方も持つておるというふうなことで来ておりました、先ほど来郵政大臣、大蔵大臣からお話がありましたように、予算編成が終了いたしましたので、やっぱりこれらの取り扱いについての煮詰めの作業が進んでいくと、こんなふう

に思っております次第でございます。形はどういうことにかかわりませんけれども、その重要性は十分各方面で認識もされ強調もされておるところでございまして、それらを受けとめてこの考え方を生かしていくかという

大きな政策課題として高度情報社会にどう対応するかというのを常に念頭に置いていろいろな問題に取り組んでいかなければならぬというふうに思っておりますので、その重要性を大いに認識をいたしておりますことだけ申し上げまして、至りませんが答弁にさせていただきますと存じます。

○柄谷道一君 この問題の選択をどうするか、これは単に閣内の意見調整を図るというだけではなくて、これは国家百年の大計につながる重要問題であろうと思っております。近く党首会議等も持たれます。各党の意見も率直にお聞きいただいて、我々も勉強して、かくあるべしという意見は改めて申し述べたい。そういう意見を十分に踏まえながら、誤りなき内閣の選択が行われますことを、私はこの際、強く要望いたしておきたいと思ひます。

そこで、労働大臣にお伺いいたしますが、非常にシャープな労働大臣で期待いたしております。衆議院の通信委員会では、政府に対して、新電電会社の経営の自主性を尊重し、賃金その他労働条件等労働者の自主決定に介入しないものとするという附帯決議を添えて一文挿入いたしております。労働大臣として、今後の新電電会社の団体交渉についてどのような基本認識をお持ちなのか、お伺いいたします。

○国務大臣(山口敏夫君) 今、柄谷先生御指摘のとおり、衆議院でもそういう問題が論議されているわけでございますが、当然のごとく労使双方の主体性、主権を尊重して、円満な、円滑な信頼関係の上に基づいた給与、賃金、その他もろもろの雇用条件というものが決定されるべきでありますから、我々としてもそうした立場を十分に尊重して、そうしたことに介入する余地もなければ考えもないと、こういうふうに考えておるわけであります。

○柄谷道一君 郵政大臣と大蔵大臣に、くどいようですが確認いたしておきたいと思ひます。これは現在、公団、特殊法人に関しましては、賃金、賞与等の決定に際しまして、これらは労働三権を持ち、かつ国会に提出されます予算によって決められるものではないにもかかわらず、いわゆる監督権をこれにしまして、内示方式という形における干渉が行われていることは御承知のとおりでございます。私は、公社民営化の一つの趣旨は、経営自主権を大幅に拡大をして、労働条件は労使交渉によってのみ決められるということにあると思うわけでございます。今回の新電電社は公団でもなければ特殊法人でもございません。表面上自主交渉を尊重するという形をとりながら、実態は内示等の方法によってその自主交渉に介入するということは全くない、こう確認しておいてよろしゅうございませうか。

○国務大臣(左藤憲君) 自主性を尊重するということは、この法律でもって会社に持っていくという目的でもあるわけでございまして、どうしてこのことにつきましては厳格に自主性を尊重するという立場をとらしていただく、したがって介入する意思はございません。

○国務大臣(竹下登君) 柄谷さんの御指摘なさいました問題、従来のまあ三公社五現業等々のいろいろな問題について私自身も時にその矛盾を感じますのは、専売、造幣、印刷、そういうもののまさに主管大臣でありながら、一方、国庫大臣としての立場からこれに別の角度の関心を持たざるを得ないということに、みずから顧みてじくじたるものが何たびかございします。

今度の問題ということになりますと、まさに今郵政大臣がお答えされましたように、その本当に自主性の中で物事が決まってくるという方向が、私自身も大変それに期待もかけますし、また、これに対して進んだ干渉がましいことなどというところは全く考えてはならない問題だという事実認識をいたしております。

○柄谷道一君 最後に、山口労働大臣にお伺いしたいんですが、新電電会社の労働組合に対する争議行為の制限については、今日まで既に多くの方々から指摘がされております。また、衆議院の

段階で三年後の見直しということが明確になっているわけでございます。そこで、郵政大臣は、三年後の見直しとは、この経過的特例措置の廃止という方向でその見直しが行われると理解している旨の一貫した御答弁がされていると私は受けとめております。そこで、これは労働省にこれから所管は移っていくわけでございます。労働大臣としては、特例措置はあくまでも三年限りである、その後は現在の労調法の規定に基づき争議行為の規制というものはされるにとどまるべきであるとお考えであらうと私は思うのでございます。そうであればちよつと問題は複雑になってくるわけですね。この点に関して、三年後に労働大臣にまだおられるかどうかかわかりませんが、現労働大臣としてのひとつ認識とお考えというものをこの際明らかにしていただきたいと思います。

○国務大臣(山口敏夫君) 柄谷先生も民間の労使双方の問題の向上に大変な御貢献もいただいているわけでございしますが、電電も公共企業体の枠組みの中と言いつつ、大変な労使双方の努力で健全な経営をされておる、そういう前提の上での民営移管、しかし公共性ということを考えての一つの見直し規定ということでございますので、総理も廃止も含めてこの見直しを行う所存だ、こういう決意でございますが、私も全くそういう考え方に立ってこれを認識しておる、こういうことでございします。

○柄谷道一君 時間が来たので、廃止を含めてじやなくて廃止の方向で、こう理解してよろしいか、こうお伺いしているんですが、これだけ確認して質問を終わります。

○国務大臣(山口敏夫君) そういう認識で衆議院段階におきましても論議しておるわけでございしますし、私もそう考えております。

○柄谷道一君 終わります。

○木平八郎君 私は、商工委員として、まず新規参入者の立場というか、そういうものに対する郵政省の扱いという点で質問をしていきたいと思ふんです。

その前に、まずどうもこの国会の論議を聞いておりますと、私通信の方は余りよくわからないのですけれども、どうもユーザの立場というものが非常に議論が薄いような感じがするわけですね。それで、まず一番初めにお確かめしたいわけですね、今度の電電のこの改革法案というのは、まずよいサービス、あるいはより高級なサービス、それをより安くユーザに提供するということがやっぱり基本でもあり一番の大きな目的じゃないかと思うんです。そのための民営化であり、そのための競争導入だというふうに私は解釈するわけですね。ところが、その点が、先ほども言いましたように少し議論が薄いんじゃないかという感じがするわけですね。

そういう点でまずお伺いしたいのは、この新電電がスタートして、将来——将来というのは五年先か十年先かわかりませんが、ユーザの立場に対してどういうビジョンをお考えになっているのか、どういふことを描いておられるかということ、まずお伺いしたいわけですね。

○政府委員(澤田茂生君) 新電電を含めた新しい競争体制におきまして、電気通信の高度化、多様化というのに対応していこうというものが今回の改革のねらいでございます。五年、十年先というものを展望していかかということでございますが、私どもがこういう改革法案というものを提出いたしましたのも、技術革新によりましていろいろな通信の夢というものが実現できる可能性が非常に近いものになってきた。極端なことを言いますれば、だれでもが、いつでもどこへ対しても情報を伝達し、また情報を受け取ることができるといふようなことが可能になりつつある、そういう体制に少しでも早く社会全体を円滑に対応させていく手段として、その事業を担当する者としての事業者等についての規制というものを今お願いを申し上げているわけでありまして、そこから出てくるユーザとしての受け取る分野というものは何か。一つは、多様な、きめ細かい利用者のニーズに合ったサービスというものが、今までは電電公

社一社であったということで、お仕着せの、言うならば定食であった、これからはお好み品というものがいろいろできるということでございます。じゃ、具体的にどうなんだということになります。すれば、最近のニューメディアというように、いろいろ言われております。あるいはキャブテンとか、双方向テレビとか、オフィスオートメーションとか、企業体につきましては、事業体の面につきましてはいろいろのものがあろうかと思えます。そういった個々のものということと同時に、地域ぐるみでの情報高度化ということもございまして、福祉の面からのアプローチというように、そして、いろいろな多彩なものができるであろう、そしてまた、そういうものが選択ということが可能になる社会というものの実現のために努力をしてまいらなければならぬし、そういうものを実現しようとするのが今回の改革である、こういう認識でございます。

○本平八郎君 そのためには、やはり一番いいのは今おっしゃったように競争を入れるということですね。それがなくともうまくいかなければ、それで、今アメリカの例だと、大体新規参入というのはまだ七割か八割だということなんです。七割や八割じゃ、もう競争状況とは言えないと思うんですね。やはりせめて三〇％というか、まあ二〇％ぐらいにはしていないと競争にならないというふうに考えるわけですね。もしもそういう状況にならないと、将来企業分割なんかの問題がやっぱり出てくるんじゃないかと思うんですね。その辺で、あるいはそういう数字のビジョンをお持ちじゃないかもしませんかけれども、将来、マーケットシェアとしてはどういうふうなのかが理想だとお考えになっているか、新電通とそれ以外の新規参入の割合ですね、そういうことを数字があれば教えていただきたいんですがね。

○政府委員(澤田茂生君) どういう程度のマーケットシェアというものが理想的な競争市場であるかというところは、なかなか数字で申し上げるということは非常に困難であらうというふうに思いますが、一つは、これから開放しようとしております電気通信事業というのが、第一種事業という分野と、それから回線を第一種事業から借りて商売をする、いろいろな多彩な商売をする第二種事業というふうなことに分かれて、分けてはございませうけれども、サービスとしては両方ともそれぞれいろいろのサービスができるということございまして、その辺のところのバランスというように、なことを何に求めるかということ、今まさにこれからスタートを切ろうという時点で予測することは非常に難しく思うと思いますけれども、私もとしましては、これは一度に花が咲き出さずと一斉に競い合って出てくるのではなからうかというのを期待をいたしております。その中で、おのずからいろいろな分野についてのシェア、勢力、またそこにおける企業の発展というものが考えられるのじゃないかというのを期待をいたしております。

○本平八郎君 それでは、一応五年以内に新電通のあり方を見直す、それから三年以内に電気通信事業法の施行状況を見直すということになっております。この際に、ぜひユーザーの立場から御検討をいただきたい。本場にユーザーのためにうまく役立っているのかどうか、あるいは先ほど言いましたように競争状況が適正に入ってきているかどうかというふうなことをぜひ御検討いただきたいと思うわけですね。ただ単に、新電通がうまくいっているからいいということじゃやっぱり困ると思うんですね、その辺はいいかがございませうか。

○政府委員(澤田茂生君) まさに先生おっしゃるとおりでございまして、新電通が電電公社から株式会社に変った、会社だけが非常に自由に伸び伸びやっております、サービスはちつとも変わらないうことでは、これはむしろ改悪になったということになるわけでありませう。しかし、私どもそういうことで見直しをしようということではなくて、もちろん新電通もそれなりの法の目的、ねらいとするものに全力投球するであらう、と同時に

に、足並みをそろえていろいろなサービスというものを掲げるということで新規参入というものが出てくるであらうということも期待をいたしております。そのスピードというものが非常に速いであらう、今日想像しているよりも速い変化が起こるのではなからうか。そういうことで法的にも、もちろん法ができれば絶対見直しということとはしなきゃならぬわけでありませうけれども、法律上もそういうことを義務づけているということでございます。

○本平八郎君 非常に皆が競い合って入ってくるであらうというふうな見通しもあるわけですね。この巨大さというのは大変なものだと思っております。アメリカのAT&Tだとかあるいはブリティッシュテレコムですか、ああいったケースを見てみましても、なかなか新規参入は大変だろうと思っております。新電通の立場としては、なるべく競争者は少ない方がいいわけですね。しかしながら、競争者が入ってこない、ロングランに考えると企業というのはいくらもやういまいかない、これは真藤総裁が御存じなことでございませう。そういうことで、当面これは非常に難しいと思うんですが、ぜひ御指導いただきたいんですね。その辺で、やはり郵政省がもう中心になると思うんですね。将来の電気通信業界のビジョンはこういうふうにあるべきだと考えていただいて、それに基づいてあらゆる指導をしていただきたい。したがって、例えれば料金の認可、これも一律みんな同じ料金にした方がいいのか、少し初めのうちは差をつけて新規参入をしやすくしようとした方がいいのか、あるいは周波数の割り当てなんかも、今はもう電電が当然既得権で一番使いやすい周波数は押さえちゃっている。ところが、使っていないところは積極的に民間に開放させるとか、いろいろなことでもって積極的な育成を考えていただかないと、このままじゃもうガリバーもいところで、

みんな者どもをけちらかして進んでしまうという感じがあるわけですね。その辺、ちょっとお伺いしたいと思うんですが。

○政府委員(澤田茂生君) ただいままでは、今日もそうでございますけれども、電電公社が電気通信分野、公衆電気通信についての独占体制であったということでございますので、公衆電気通信回線というものを確保するために、電電の割り当てというふうなものにつきましても最優先という形でやってきたところでございまして、

これからの競争状況における波の使用というふうなことにございまして、有効な競争市場というものを、そして公正な競争市場というものが確保できるように観点から、いろいろな角度からの検討をしなければならぬだろう。また、金融財政上の優遇措置というふうなことも、あるいは税制上の優遇措置というふうなことも、これは検討していかねばならない課題であらうな。あるいはまた、衛星の利用というふうな観点につきましても、これが新規参入者にとっても利用しやすいような形の制度、仕組みというふうなことも等しいような考えなければならぬ問題がございまして、ねらいとするところは、有効な、公正な競争市場の実現ということでございまして、その点を踏まえながらいろいろ検討してまいりたいと思っております。

○本平八郎君 最後に電電公社にお伺いしたいわけですが、附帯業務として将来機器の製作、販売もおやりになるおつもりがあるのかどうか、今予定がないとおっしゃるかもしれませんが、この問題は、今の電電公社の力とそのマーケット、それから需要から見たら、民間が非常に圧迫を受けるんじゃないかという気もするわけですね。その辺は、少し慎重に御検討いただきたいと思うわけですね。

それで最後にお伺いしたいのは、電電公社としては今後やはり郵政省の行政指導もありますけれども、こういう電気通信業界をリードしていくというか、それはやはり新電通だと思われませんか。

ね。したがって、余り優越的な地位を乱用してとか、そういうことじゃなくて、横綱相撲で受けて立って、業界ともどもに榮えていく、世界の業界に伍して日本の電気通信業界が榮えていくというふうにお考えいただきたいと思うんですが、その辺、どういふふうに電電公社をお考えになつていらっしゃるかというのを伺つて、私の質問を終わります。

○説明員(眞藤恒君) さしあたりは、この法案が成立して、予定どおり四月一日から今の御質問のような行動を起こすことができるようになるわけでございますが、さしあたり、とにかくふなれなことでございまして、いきなり大きなスケールで出発しようとは考えておりませんで、地域別にモデル地区的にスタートいたしまして、できるだけその地区の業者の方々と協調できる、あるいは場合によってはジョイントベンチャーの新しい組織をつくりながらというふうなこともできるだけ努めていきたいと思ひます。

ただ、今度は国全体が、端末機が自由化になりますので、田舎の方は仕事にならぬ、もうからぬからほうっておいてもいいやというわけには私どもの立場として相なりませんので、そこら辺を私どもの組織自体がやはり必ず責任を持たなきゃならないと思ひますので、組織自体の中でやるというところも、どうしても現状に即して考えますとほつたらかすわけにはいきませんのでやらなきゃならぬ。都会地での自由業として成り立つところは、じゃどうして既存の業者、あるいはこれからやろうとなさる新しい業者と協調していくかというところでございまして、ちょっと時間がたつと、数年たちますと、このマーケットの性質が性格的にがらつと変わると思うのです。と申しますのは、今度は電気通信設備の使い方が二種業種として自由になりますので、二種業種として自由になるというところは、使い方に二種業種のおおの技術的特質がなければ二種業種というものは経営にならないと思う。ということは、そういう二種業種の方々のお使いになる端末機というのは、

それなりの特有の性能を持ったものをお使いになるということ、そういうことができることになりまして、この端末機というもののマーケットが非常な技術開発競争の結果、競争というものが必ずついてこなければならぬと、また日本の今の通信機械工業界の技術レベルからいいますと、逆にメーカーの方から突き上げられながら非常に複雑な使い方になつてくるということで、さつき郵政省の方がおっしゃつていましたように、案外速い変化が日本では来るのじゃなからうかというふうにお考えしておりますので、その時期になりますと、今私どもがこのマーケットを考えていること、従来のいきさつから、歴史から随分頭を切りかえてかからなければならぬという新しい世界に入つてしまふのじゃなからうかというふうにお考えしております。

○下村泰君 私は、社会労働委員の一人としてお尋ねをいたします。

本案が施行されるということで、今までの形とは大分違つてくると思ひます。郵政省の方に伺ひしますけれども、福祉電話です、こういふ福祉の方に關係すること、ちょっと伺ひします。

今回のように民営化になりますと、現在の福祉電話、もろもろのものがございまして、そういふものが果たしておろそかになるのか、なお一層サービス面でよくなるのか、それについて一言お聞かせください。

○政府委員(澤田茂生君) 福祉の問題は、これからのパランスのとれた社会発展というためには非常に重点を置きながら取り組まなければならぬというテーマである、電気通信の分野においてもやはり気を配つていかなければならぬ分野であると思つておられるわけでございます。今日におきましては電気通信のサービスの観点、そういう福祉電話あるいは身体障害者用の電話というふうなものについての福祉政策というのを進めてきておられるわけでございます、そういうものにつきますし、新しい体制になり新しい会社等におきまして

でも十分引き継いでいき、またそういったものをさらに充実させていくという方向こそ社会的に求められているのだらうというふうには私も認識をいたしておりますし、必要な指導というふうなものも行ってまいりたい、こういうふうにお思ひしております。

○下村泰君 今までは営利を追求する組織じゃございませんでしたけれども、これからは営利を追求する。そうなりますと、どうしてももうからぬ方は余り手をつけられない、もうかる方へ流れていく、これを私は一番心配しておるのです。殊に、いろいろと研究される方がいまして、便利なものもが次々次々と生まれてきます。殊に、盲人用の電話など新開発をなさつていらつしやる。果たしてそれが、今度の体制できちんとしていけるのか、またそれに対するものに対する、どういふふうな形でそれにおこたえするのか、そういうこともちよつとひとつ聞かしてくださいます。

○政府委員(澤田茂生君) 今先生御指摘のような福祉に対する取り組みというのは、いろいろな形の取り組みがあるかと思ひます。しかし、福祉という分野について、例えば福祉用の電気通信設備ということ自体、これは御指摘のように、商業ベースになかなか乗りにくい分野であらうし、またそういうものを開発したといたしまして、もう、そういうものを普及し利用を促していくというところについてもいろいろな障路があるかと思ひます。したがって、民間におきまして、自主的にそういうものに取り組んでいく姿勢というところは、これは大いに期待をしなければならぬ分野でございまして、うけれども、やはり国あるいは地方公共団体というものが、そういう面について力を入れていくということも必要であらうというふうにお思ひしております。

したがって、私ども具体的な方策と申し上げますれば、現在私どもが提起をいたしております

す電気通信振興機構というものの一つの事業目的の内容といたしまして、そういう福祉対策というふうなものを含めて、いろいろこれから電気通信の振興というものを図つてまいりたい、こういう気持ちでございまして。

○下村泰君 とにかく福祉關係というのは、多くの場合に切り捨てられる可能性がりますので、新体制になりまして、ひとつよろしくお願ひをいたしておきます。

さて、本案の施行に伴う關係法律の整備等に関する法律の第五十八條に「身体障害者雇用促進法の一部を次のように改正する。」として、「第十一條第一項中「及び日本電信電話公社」を削る。」ということがある。これは「削る。」ということ自体が、公社から今度は民間になる、いわゆる株式会社になるというところのあらわれ方なんです、ね、「削る。」というの。これはどちらがお答えしてくれませんか。

○政府委員(加藤孝君) おっしゃるとおりでございます。

○下村泰君 そうしますと、心配になつてくるのが、この身体障害者の雇用率の問題になつてくるんですけれども、三公社から出されているのが三十七万二千九百五十九人、そして身体障害者の雇用率は一・八三%、六千八百十九人、こうなつております。現在までの、電電公社単独での現在の人員、職員と、それから身体障害者の雇用率はどうなつておりましたか。

○國務大臣(山口敏夫君) 電報配達、通信用ケーブルの新設職員等、いわゆる除外職員を除く職員数が二十万三千三百六十六人、身体障害者の雇用数が三千六百七十四人、実雇用率が一・八四%ということでございます。三公社に比べてまして電電公社は身障者の雇用確保に、雇用の拡大に大変御努力をいたしておる、こういうことでございまして。

○下村泰君 これはまことにうれしい結果の数字なんです。ただし、これから私が心配いたしますのは、先ほどの条文にもございまして、削り、削り

ます。そういたしますと民間並みになります。身体障害者雇用促進法施行令の第九条に「法第十四条第二項に規定する身体障害者雇用率は、百分の一・五とする。」、こういうふうにあります。そうしますと、当然、今まで一・八四％という素晴らしい雇用率を誇っていた電電が、しゃれじゃございませんが、でんでんなくしていくんじやないか、こういう心配があるんです。それで、新規採用しないでやめていく方があれば、一・八四から一・五にはすぐなります。そういうふうな後退するようなお考えをお持ちか、それとも、なお前へ進むようなお考えがあるのか、そのところをひとつ伺います。

○国務大臣(山口敏夫君) 私も就任以来、身障者の雇用確保につきましては、ひとつ最重点に取り組むべき仕事だ、こういうことで省においても申し上げておるわけでございまして、大変、下村議員さんの御指摘、敬意を表するわけでございますが、民間に移行する過程におきましても、総裁もおられますが、こうしたよき身障者雇用の問題につきまして、ぜひこれを継続してお願いをしたいということ、労働省としても進めさせていただきたいというふうに考えております。

○下村泰君 もちろん、現大臣が大臣になる以前からおつき合いをしていたいておりますし、私どもの社団法人のあゆみの箱という運動にも大変御理解をいただきました。その都度いろいろとお世話になっております。それが、労働大臣に就任したら裏切るようなことが出来ないように、もし裏切るようなことがあつてはいかぬと思ひます。先ほどいただきましたあいさつ状もちゃんと持っております。この中に書いてあることとやることとがまるで違うようになると、大臣というのはただ首をすげかえて存在するだけかというように、多くのお体の不自由な方々の失望を招きますから、どうぞひとつこれだけはきつくお願いを申し上げます。私の質問を終わります。

○委員長(松前達郎君) 他に御発言もなければ、本連合審査会はこれにて終了することに御異議で

ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松前達郎君) 御異議ないと認めます。よつて、連合審査会は終了することに決定いたしました。

これにて散会いたします。

午後四時四十七分散会

昭和五十九年十二月二十二日印刷

昭和五十九年十二月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局